

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
第1の1 指定居宅サービスの事業的一般原則	<p><input type="checkbox"/> 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。 ◆平11厚令37第3条第1項</p> <p><input type="checkbox"/> 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。◆平11厚令37第3条第2項</p> <p><input type="checkbox"/> 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。（経過措置あり）◆平11厚令37第3条第3項</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めているか。◆平24府条例27第3条</p> <p><input type="checkbox"/> 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。 ◆平11厚令37第3条第4項</p>	適・否	<p>令和6年3月31日までは努力義務となる（経過措置）</p> <p>責任者等体制の有・無 研修等実施の有・無</p>
第1の2 基本方針 <法第73条第1項>	<input type="checkbox"/> 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとなっているか。◆平11厚令37第4条	適・否	特に「自立支援」の観点からサービスを提供しているか ※点検月の利用者数人
第1の3 暴力団の排除	<p><input type="checkbox"/> 管理者及び従業者（利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある者）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないか。◆平24府条例27第4条</p> <p><input type="checkbox"/> 前項の事業所は、その運営について、暴排条例第2条第4号に規定する暴力団員等の支配を受けていないか。◆平24府条例27第4条</p>	適・否	
第2 人員に関する基準 <法第74条第1項> 1 単独型の場合 (1) 医師	<input type="checkbox"/> 1人以上となっているか。◆平11厚令37第121条第1項第1号	適・否	<p>※点検月の利用者数人</p> <p>常勤・非常勤 人 資格証確認</p>
(2) 生活相談員	<p><input type="checkbox"/> 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上となっているか。◆平11厚令37第121条第1項第2号</p> <p><input type="checkbox"/> うち1名は常勤となっているか。（利用定員20人未満である併設事業所にあっては生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。）◆平11厚令37第121条第5項</p> <p><input type="checkbox"/> 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者となっているか。 ◆平12老企43第2の1準用</p>	適・否	<p>常勤換算 常勤 人 人</p> <p>氏名： 資格：</p>
(3) 介護職員又は看護職員	<input type="checkbox"/> 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数が増すごとに1人以上となっているか。◆平11厚令37第121条第1項第3号	適・否	<p>看護職員（資格証確認） 常勤 人 非常勤 人 換算後計(a) 介護職員 人</p>

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p><input type="checkbox"/> 介護職員又は看護職員のうち1人は常勤となっているか。 ◆平11厚令37第121条第5項</p> <p><input type="checkbox"/> 看護職員を配置しなかった場合、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保しているか。 ◆平11厚令37第121条第6項 「密接な連携」とは、以下のいずれも満たしている場合のことをいう。 ① 病院等（病院、診療所又は訪問看護ステーション（併設事業所にあっては、同項に規定する併設本体施設を含む。）をいう。②及び③において同じ。）の看護職員が必要に応じて指定短期入所生活介護事業所の利用者の健康状態の確認を行っていること。 ② 病院等において、指定短期入所生活介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などが確保されていること。また、指定短期入所生活介護事業所において、病院等からの適切な指示等を受けることができる体制が確保されていること。 ③ 病院等及び指定短期入所生活介護事業所において、指定短期入所生活介護事業所と連携を行う看護職員が十分な休憩時間を確保できるよう徹底していること。</p>		常勤 人 非常勤 人 換算後計(b) 人 看/介合計(c=a+b) 人 平均入所者数 人 (前年度平均値) 職員必要数(d) 人 (c) ≥ (d) となっているか。
(4) 栄養士	<p><input type="checkbox"/> 1人以上となっているか。 ただし、利用定員が40人を超えない事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。 ◆平11厚令37第121条第1項第4号</p>	適・否	資格証確認 管理栄養士 栄養士 人
(5) 機能訓練指導員	<p><input type="checkbox"/> 1人以上となっているか。ただし、当該短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができる。◆平11厚令37第121条第1項第5号</p> <p><input type="checkbox"/> 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者となっているか。◆平11厚令37第121条第6項 ◎ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）とする。 ◆平11老企25第30八1(3)</p>	適・否	加算 有・無 有の場合 氏名： 資格： 常勤専従を確認 無の場合 兼務者： はり師及びきゅう師 経歴の確認
(6) 調理員その他の従業者	<p><input type="checkbox"/> 事業所の実情に応じた適當数となっているか。 ◆平11厚令37第121条第1項第6号</p>	適・否	
(7) 利用者の数	<p><input type="checkbox"/> 従業者の員数を算定する場合の利用者の数は、前年度の平均値としているか。新規に指定を受けた場合は、適正な推定数によって算定しているか。◆平11厚令37第121条第3項</p> <p>◎ 前年度の平均値は、前年度の全利用者の延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げる。◆平12老企25第2の2(5)①</p> <p>◎ 新設又は増床分のベッドに関して、前年度において1年未満の実績しかない場合の利用者数は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、ベッド数の90%を利用者数とし、新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における利用</p>	適・否	前年度平均値 (小数点第二位以下切上げ) 【単独型】 人 【併設型】 人 【空床型】 人

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>者延べ数を6月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における利用者延数を1年間の日数で除した得た数とする。</p> <p>ただし、短期入所生活介護については、これらにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者数を推定するものとする。◆平12老企25第202(5)②</p> <p>◎ 減床の場合には、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の利用者延数を延日数で除して得た数とする。◆平12老企25第202(5)②</p>		
(8) 指定介護予防短期入所生活介護との兼務	指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの各事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第129条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、上記(1)から(6)に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。◆平11厚令37第121条第7項	適・否	
2 空床利用型の場合	<p>※ 空床利用型… 特別養護老人ホームであって、その入所者に利用されていない居室を利用して短期入所生活介護事業を行うもの。</p> <p>□ 利用者を当該ホームの入所者とみなした場合に、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数以上の従業者を置いているか。◆平11厚令37第121条第2項</p>	適・否	
3 併設型の場合	<p>※ 併設型… 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設に併設される短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの。</p> <p>□ 特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、上記第2の1に定める従業者数を確保しているか。 ◆平11厚令37第121条第4項</p> <p>※ 利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、生活相談員、看護職員、介護職員の常勤要件は適用しない。</p> <p>◎ 医師、栄養士及び機能訓練指導員については、併設本体施設に配置されている場合であって当該施設の事業に支障を來さない場合は兼務させて差し支えない。 ◆平11老企25第30の八1(1)②</p> <p>◎ 生活相談員、介護職員及び看護職員の員数については、併設されているのが特別養護老人ホームである場合には、特別養護老人ホームとして確保すべき員数と指定短期入所生活介護事業所として確保すべき員数の合計を、特別養護老人ホームの入所者と併設事業所の利用者の数とを合算した数について常勤換算方法により必要とされる従業者の数とするものである。</p> <p>例) 本体施設(特養)入所者70名、併設ショート利用者20名の場合 【介護職員又は看護職員の合計必要員数】 $(70\text{名} + 20\text{名}) \div 3\text{人} = 30\text{名}$ (常勤換算) 【夜勤配置必要職員数】 4名 (常勤換算)</p> <p>◎ 併設されているのが特別養護老人ホームでない場合でも、従業者の員数の計算上、特別養護老人ホームの場合と同様の端数の処理を行うことができるものとする。</p>	適・否	特養入所者数・職員数と合算で判定 併設短期の定員が20人以上であれば常勤が必要。ただし、併設施設との兼務は認める
4 管理者（各型共通）	<p>□ 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p> <p>ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。◆平11厚令37第122条</p>	適・否	「常勤専従」を確認 兼務の場合、兼務する職内容確認
第3 施設に関する基準	<p>□ 利用定員を20人以上としているか。</p> <p>ただし、空床利用型、併設型の場合はこの限りでない。 ◆平11厚令37第123条</p>	適・否	定員数 人

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
<法第74条第2項> 1 利用定員等	<p>※ 利用定員とは、当該事業所において、同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。</p> <p>当該事業所が、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ2事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者をいう。</p> <p>◆平11厚令37第121条第1項</p> <p><input type="checkbox"/> 短期入所生活介護事業の専用の居室を設けているか。 ただし、空床利用型の場合はこの限りでない。</p> <p><input type="checkbox"/> 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの各事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第131条第1項及び第2項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、上記に規定する基準を満たしているものみなすことができる。◆平11厚令37第123条第3項</p>		
2 建物	<p><input type="checkbox"/> (1) 事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）であるか。</p> <p>ただし、利用者の日常生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合にあっては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物という。以下同じ。）でも差し支えない。◆平11厚令37第124条第1項</p> <p><input type="checkbox"/> (2) 上記にかかわらず、京都府知事が、火災予防、消火活動等に關し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>◆平11厚令37第124条第2項</p> <p>ア スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある個所における防火区画の設備等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>イ 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>ウ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p> <p>◎ 火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときについては、次の点を考慮して判断する。◆平11厚令25第3のハ2(3)</p> <p>① 上記□(2)ア～ウ各号の要件のうち、満たしていないものについても、一定の配慮措置が講じられていること。</p> <p>② 日常における又は火災時の火災に係る安全性の確保が、利用者が身体的、精神的に障害を有する者であることに鑑みてなされていること。</p> <p>③ 管理者及び防火管理者は、当該事業所の建物の燃焼性に対する知識を有し、火災の際の危険性を十分認識するとともに職員等に対して、火気の取扱いその他火災予防に関する指導監督、防災意識の高揚に努めること。</p> <p>④ 定期的に行うこととされている避難等の訓練は、当該事業所の建物の燃焼性を十分に勘案して行うこと。</p>	適 ・ 否	
3 設備及び備品	<p><input type="checkbox"/> (1) 次に掲げる設備を設けるとともに、サービスの提供に必要なその他の設備及び備品を備えているか。</p> <p>他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該施設及び当該事業所の効率的運営が可能であり、当該施設等の入所者等及び当該事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けなくても差し支えない。◆平11厚令37第124条第3項</p>	適 ・ 否	

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>ア 居室 イ 食堂 ウ 機能訓練室 エ 浴室 オ 便所 カ 洗面設備 キ 医務室 ク 静養室 ケ 面談室 コ 介護職員室 サ 看護職員室 シ 調理室 ス 洗濯室又は洗濯場 セ 汚物処理室 ソ 介護材料室</p> <p><input type="checkbox"/> (2) 併設事業所の場合にあっては、上記にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者等の処遇に支障がないときは、本体施設の上記アからソに掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することは差し支えない。◆平11厚令37第124条第4項</p> <p><input type="checkbox"/> (3) 空床利用型事業所の場合にあっては、(1)及び「5 その他の構造設備の基準」に定める廊下の幅の基準にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りる。◆平11厚令37第124条第5項</p>		
4 設備の基準 (1) 居室	<p><input type="checkbox"/> 一の居室の定員は、4人以下となっているか。 ◆平11厚令37第124条第6項第1号</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上となっているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮しているか。</p>	適 ・ 否	
(2) 食堂及び機能訓練室	<p><input type="checkbox"/> それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上となっているか。 ただし、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。◆平11厚令37第124条第6項第2号</p>	適 ・ 否	食堂面積： 訓練室面積：
(3) 浴室	<p><input type="checkbox"/> 要介護者が入浴するのに適したものとなっているか。 ◆平11厚令37第124条第6項第3号</p>	適 ・ 否	一般浴・特浴利用者比率（概数）確認
(4) 便所	<p><input type="checkbox"/> 要介護者が使用するのに適したものとなっているか。 ◆平11厚令37第124条第6項第4号</p>	適 ・ 否	便所・ポータブル・おむつ利用者比率（概数）確認
(5) 洗面設備	<p><input type="checkbox"/> 要介護者が使用するのに適したものとなっているか。 ◆平11厚令37第124条第6項第5号</p>	適 ・ 否	手拭タオル共用は×
5 その他の構造設備の基準	<p><input type="checkbox"/> 廊下の幅は、1.8メートル以上となっているか。 ただし、中廊下の幅は2.7メートル以上となっているか。 ◆平11厚令37第124条第7項</p> <p><input type="checkbox"/> 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 階段の傾斜を緩やかにしているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。 ◎ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。◆平11厚令37第124条第8項</p> <p><input type="checkbox"/> 居室等（居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室）が2階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けているか。 ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。 ◎ 傾斜路は、利用者の歩行及び輸送車、車椅子等の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障がないようその傾斜は緩やかにし、表面は粗面又は滑りにくい材料で仕上げるものとする。</p>	適 ・ 否	廊下に物を置いていいなか

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	◆平11老企25第3のハ2(7)		
6 その他	<p><input type="checkbox"/> 便所等面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮しているか。◆平11老企25第3のハ2(5)</p> <p><input type="checkbox"/> 調理室には、食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けているか ◆平11老企25第3のハ2(8)</p> <p><input type="checkbox"/> 汚物処理室は、他の設備と区別した一定のスペースを有しているか。◆平11老企25第3のハ2(9)</p> <p><input type="checkbox"/> 焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合は、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てて設けているか。 ◆平11老企25第3のハ2(10)</p>	適・否	
7 経過措置	<input type="checkbox"/> 平成12年4月1日に現に存する老人短期入所事業の用に供する施設又は老人短期入所施設（基本的な設備が完成されているもを含み、平成12年4月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く）については、4(1)(1)居室の定員、4(1)(2)居室の床面積、4(2)食堂及び機能訓練室の床面積並びに5構造設備の基準の規定は適用しない。◆平11厚令37附則第3条	適・否	
8 指定介護予防短期入所生活介護との兼用	<input type="checkbox"/> 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの各事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第132条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、上記に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。◆平11厚令37第124条第8項	適・否	
第4運営に関する基準 <法第74条第2項> 1 内容及び手続の説明及び同意	<p><input type="checkbox"/> サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該指定短期入所生活介護事業所の運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要な事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等（当該指定短期入所生活介護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。）の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定短期入所生活介護の提供を受けること（サービスの内容及び利用期間等を含む）につき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定短期入所生活介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</p>	適・否	<p>最新の重要な事項説明書で内容確認 利用申込者の署名等があるもので現物確認 ★苦情申立窓口に以下の記載が漏れないか □通常の事業の実施地域に係る全ての区役所（健康長寿推進課） □国民健康保険連合会 重要な事項説明書 ★運営規程と不整合ないか □職員の員数 □営業日・営業時間 □通常の事業実施地域 □利用料・その他費用</p>
2 指定短期入所生活介護の開始及び終了	<p><input type="checkbox"/> 利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、サービスを提供しているか。 ◆平11厚令37第126条第1項</p> <p><input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、サービスの提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。 ◆平11厚令37第126条第2項 平11老企25第3のハ3(2)</p>	適・否	援助方法確認

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
3 提供拒否の禁止	<p><input type="checkbox"/> 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。◆平11厚令37第9条準用</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> サービス提供を拒む場合の正当な理由とは、次の場合である。 ◆平11老企25第30-3(2)準用 ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供するこ とが困難な場合</p>	適・ 否	【 事例の有・無 】 あればその理由
4 サービス提供困難時の対応	<input type="checkbox"/> 通常の事業実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。◆平11厚令37第10条準用	適・ 否	地域外からの申込事例あるか。その際の対応（断った、応じた等）
5 受給資格等の確認	<p><input type="checkbox"/> サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。◆平11厚令37第11条第1項準用</p> <p><input type="checkbox"/> 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮してサービスを提供するよう努めているか。 ◆法73条第2項、◆平11厚令37第11条第2項準用</p>	適・ 否	対処方法確認（申込時にコピー等） 記載事例あるか あれば計画確認
6 要介護認定の申請に係る援助	<p><input type="checkbox"/> サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。◆平11厚令37第12条第1項準用</p> <p><input type="checkbox"/> 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。◆平11厚令37第12条第2項準用</p>	適・ 否	【 事例の有・無 】 あれば、その対応内容 【 事例の有・無 】 あれば対応内容
7 心身の状況等の把握	<input type="checkbox"/> サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。◆平11厚令37第13条準用	適・ 否	担当者会議参加状況（ ） やむをえず欠席する場合、意見照会に回答しているか
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	<input type="checkbox"/> サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出こと等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けができる旨を説明するとともに、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。 ◆平11厚令37第15条準用	適・ 否	【 事例の有・無 】 あれば対応内容
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	<input type="checkbox"/> 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供しているか。◆平11厚令37第16条準用	適・ 否	居宅サービス計画の入手を確認。作成のない事例あるか確認
10 サービスの提供の記録	<input type="checkbox"/> サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、保険給付の額その他必要事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書	適・ 否	個人記録確認

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 ◆平11厚令37第19条第1項準用</p> <p>◎ 利用者の居宅サービス計画又はサービス利用票等に記載すべき事項 ◆平11老企25第3の-3 (9) ①準用</p> <p>ア サービスの提供日 イ 内容 ウ 保険給付の額 エ その他必要な事項</p> <p>□ サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。 ◆平11厚令37第19条第2項準用</p> <p>◎ 記録すべき事項 ◆平11老企25第3の-3 (9) ②準用</p> <p>ア サービスの提供日 イ 内容 ウ 利用者的心身の状況 エ その他必要な事項</p> <p>◎ その他適切な方法とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。 ◆平11老企25第3の-3 (9) ③準用</p>	否	開示内容確認 希望によらず積極的に情報提供している場合はその提供方法
11 利用料等の受領	<p>(1) □ 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から保険給付の額を控除して得た額の支払を受けているか。◆平11厚令37第19条第1項準用</p> <p>(2) □ 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようしているか。◆平11厚令37第127条第2項</p> <p>(3) □ (1)、(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。◆平11厚令37第127条第3項</p> <p>ア 食事の提供に要する費用 (法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)</p> <p>イ 滞在に要する費用 (法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)</p> <p>ウ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>エ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>オ 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)</p> <p>カ 理美容代</p> <p>キ アからカまでに掲げるもののほか、短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められるもの ◆平12老企54</p> <p>◎ 保険給付となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の徴収は認められない。◆平11老企25第30ハ3 (3) ②</p> <p>◎ キの費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」に沿って適切に取り扱うこと。◆平12老企54</p> <p>□ (3)のアからエまでの費用については、厚生労働大臣が定める「居</p>	適・否	領収証確認 【償還払の対象で10割徴収の例の有・無】 その他利用料

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
(4)	住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」及び「厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準（※）」等の定めるところによっているか。 ◆平11厚令37第127条第4項、◆平11老企25第30ハ3(3)②		
(5)	<p><input type="checkbox"/> (3) のアからキまでに掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p> <p>ただし、(3) のアからエまでに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。◆平11厚令37第127条第5項</p> <p>※ 当該同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から、当該サービスの内容及び費用の額を明示した文書に、利用者の署名を受けることにより行うものとする。</p> <p>この同意書による確認は、利用申込時の重要事項説明に際して包括的な同意を得ることで足りるが、以後当該同意書に記載されていない日常生活費等について別途受領する必要が生じたときは、その都度、同意書により確認するものとする。◆平12老振75、老健122連番</p> <p>※ (3) のアからキまでに掲げる費用に係るサービス以外のもので、個人の希望を確認した上で提供されるものについても、同様の取扱いが適当である。</p>		<p>【食費の受領】 食事代は一食毎の算定であるか (25年度条例化)</p> <p>同意が確認できる文書確認</p>
(6)	<input type="checkbox"/> サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、領収証を交付しているか。◆法第41条第8項		
(7)	<input type="checkbox"/> 領収証に、サービス提供について支払を受けた費用の額のうち、(1)の額、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額並びにその他の費用の額を区分して記載し、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。 ◆施行規則第65条		振込や口座引落の場合、交付時期及び方法を確認
(8)	<input type="checkbox"/> 領収証に、サービス提供について支払を受けた費用の額のうち、(1)の額、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額並びにその他の費用の額を区分して記載し、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。 ◆施行規則第65条		確定申告（医療費控除）に利用できるものか様式確認
12 保険給付の請求のための証明書の交付	<input type="checkbox"/> 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。◆平11厚令37第21条準用	適・否	<p>【事例の有・無】 事例あれば実物控え又は様式確認</p>
13 指定短期入所生活介護の取扱方針	<p><input type="checkbox"/> 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行っているか。◆平11厚令37第128条第1項</p> <p><input type="checkbox"/> サービスは、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われているか。◆平11厚令37第128条第2項</p> <p>◎ 「相当期間以上」とは、概ね4日以上連続して利用する場合を指すこととするが、4日未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業者と連携をとること等により、利用者の心身の状況を踏まえて必要な介護及び機能訓練等の援助を提供すること。◆平11老企25第30ハ3(4)①</p> <p><input type="checkbox"/> サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。◆平11厚令37第128条第3項</p> <p>◎ サービスの提供方法等とは、短期入所生活介護の目標及び内容や利用期間内の行事及び日課等も含むものである。 ◆平11老企25第30ハ3(4)②</p> <p><input type="checkbox"/> サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束</p>	適・否	<p>説明方法確認</p> <p>身体拘束事例人</p>

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>束その他利用者の行動を制限する行為を行っていないか。 ◆平11厚令37第128条第4項</p> <p><input type="checkbox"/> 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 ◆平11厚令37第128条第5項</p> <p><input type="checkbox"/> 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。◆法73条1項、◆平11厚令37第128条第6項</p>		<ul style="list-style-type: none"> 拘束の検討にあたって医師の関与を確認 それぞれ記録確認「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」 <p>【自主点検の有・無】 【第三者評価受検の有・無】</p>
14 短期入所生活介護計画の作成	<p><input type="checkbox"/> 事業所の管理者は、相当期間（概ね4日）以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービスの提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しているか。◆平11厚令37第129条第1項</p> <p>◎ 短期入所生活介護計画については、介護の提供に係る計画等作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましい。◆平11老企25第30ハ3(5)①</p> <p><input type="checkbox"/> 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。 ◆平11厚令37第129条第2項</p> <p>◎ 短期入所生活介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該短期入所生活介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更すること。 ◆平11老企25第30ハ3(5)②</p> <p><input type="checkbox"/> 管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。◆平11厚令37第129条第3項</p> <p><input type="checkbox"/> 管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しているか。◆平11厚令37第129条第4項 ◎指定居宅介護支援事業所から、短期入所生活介護計画の提供の求めがあった際には、当該短期入所生活介護計画を提供することに協力するよう努めること。 ◆平11老企25第30-3(13)⑥準用</p>	適 ・ 否	<p>【計画作成状況】</p> <p>利用者※（　　）人中 (　　)人作成</p> <p>※少なくとも概ね4日以上の入所する利用者</p> <p>計画の内容確認</p> <p>アセスメントの方法、 様式（　　）</p> <p>計画作成者名（職名） (　　)</p> <p>ケアプランの入手確認</p> <p>説明方法確認 同意は文書か</p> <p>交付したことを確認できる記録→<有・無></p>
15 介護	<p><input type="checkbox"/> 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われているか。 ◆平11厚令37第130条第1項</p> <p>◎ 利用者の人格に十分配慮し、在宅生活へ復帰することを念頭において行うことが基本であり、そのためには、利用者の家庭環境等を十分踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう、適切な介護サービスを提供し、又は必要な支援を行うものとすること。 ◆平11老企25第30ハ3(6)①</p> <p><input type="checkbox"/> 1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしているか。◆平11厚令37第130条第2項 ◎ 入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めること。◆平11老企25第30ハ3(6)②</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。◆平11厚令37第130条第3項</p> <p><input type="checkbox"/> おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。◆平11厚令37第130条第4項 ◎ 心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、利用者の排せ</p>	適 ・ 否	<p>利用者の状況 平均要介護度：</p> <p>記録で確認できるか</p> <p>排泄介助の状況 トイレ利用 人 ポータブル 人 おむつ 人 おむつ交換（定時）の回数（　　）</p>

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考						
	<p>つ状況を踏まえて実施すること。◆平11老企25第3のハ3(6)④</p> <p><input type="checkbox"/> 上記に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っているか。◆平11厚令37第230条第5項</p> <p><input type="checkbox"/> 常時1人以上の介護職員を介護に従事させているか。 ◆平11厚令37第130条第6項</p> <p><input checked="" type="radio"/> 夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めておかなければならない。◆平11老企25第3のハ3(6)⑥</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者に対して、当該利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。◆平11厚令37第130条第7項</p>								
16 食事	<p><input type="checkbox"/> 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しているか。◆平11厚令37第131条第1項</p> <p><input checked="" type="radio"/> 利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行うよう努めるとともに、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体の状況や、食形態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量及び内容とすること。 また、利用者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。◆平11老企25第3のハ3(7)①</p> <p><input checked="" type="radio"/> 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。◆平11老企25第3のハ3(7)②</p> <p><input checked="" type="radio"/> 夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くとも5時以降とすること。◆平11老企25第3のハ3(7)③</p> <p><input checked="" type="radio"/> 食事の提供に関する業務は当該事業者自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について事業者自らが行う等、当該事業者の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該事業者の最終的責任の下で第三者に委託することができる ◆平11老企25第3のハ3(7)④</p> <p><input checked="" type="radio"/> 食事提供については、利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該利用者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連携が十分とされていること必要であること。◆平11老企25第30のハ3(7)⑤</p> <p><input checked="" type="radio"/> 利用者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要があること。 ◆平11老企25第30のハ3(7)⑥</p> <p><input checked="" type="radio"/> 食事内容については、当該事業者の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられなければならないこと。 ◆平11老企25第3のハ3(7)⑦</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しているか。◆平11厚令37第131条第2項</p>	適・否	<p>嗜好調査や残飯量の調査等栄養士が嗜好の把握に努めているか</p> <p>時間 朝食： 時 昼食： 時 夕食： 時</p> <p>食事介助の状況</p> <table> <tr> <td>自立</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>一部介助</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>全介助</td> <td>人</td> </tr> </table> <p>朝夕の食事介助従事者数確認</p> <p>部屋食者の有・無</p>	自立	人	一部介助	人	全介助	人
自立	人								
一部介助	人								
全介助	人								
17 機能訓練	<p><input type="checkbox"/> 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っているか。◆平11厚令37第132条</p> <p><input checked="" type="radio"/> 日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たってもその効果を配慮すること。◆平11老企25第3のハ3(8)</p>	適・否							
18 健康管理	<p><input type="checkbox"/> 事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとっているか。 ◆平11厚令37第133条</p>	適・否							
19 相談及び援助	<p><input type="checkbox"/> 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。◆平11厚令37第134条</p>	適・否							
20 その他のサービスの提供	<p><input type="checkbox"/> 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行っているか。◆平11厚令37第135条第1項</p> <p><input type="checkbox"/> 常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。 ◆平11厚令37第135条第2項</p>	適・否	レク内容確認						

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
21 緊急時等の対応	<p><input type="checkbox"/> 現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 ◆平11厚令37第136条</p> <p>◎ 協力医療機関については、次の点に留意する。◆平11老企25第3の八3(12)</p> <p>ア 事業所から近距離にあることが望ましい。</p> <p>イ 当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。</p>	適 ・ 否	対応方法を確認 病院名 :
22 利用者に関する市町村への通知	<p><input type="checkbox"/> 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。◆平11厚令37第26条準用</p> <p>① 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	適 ・ 否	【 事例の有・無 】
23 管理者の責務	<p><input type="checkbox"/> 管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービス利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。◆平11厚令37第52条第1項準用</p> <p><input type="checkbox"/> 管理者は、当該事業所の従業者に、本主眼事項第4「運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 ◆平11厚令37第52条第2項準用</p>	適 ・ 否	管理者が掌握しているか
24 運営規程	<p><input type="checkbox"/> 次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。</p> <p>◆平11厚令37第137条</p> <p>ア 事業の目的及び運営の方針</p> <p>イ 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>ウ 利用定員（空床利用型の場合を除く。）</p> <p>◎ 短期入所生活介護の事業の専用居室のベッド数と同数とすること。◆平11老企25第3の八3(13)①</p> <p>エ サービスの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>◎ 「サービスの内容」については、送迎の有無も含めた内容を指すものであること。◆平11老企25第3の八3(13)②</p> <p>オ 通常の送迎の実施地域</p> <p>◎ 客観的にその区域が特定されるものとすること。 ◆平11老企25第3の八3(13)③</p> <p>カ サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>◎ 入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等、利用者側が留意すべき事項を指すものであること。 ◆平11老企25第3の八3(13)④</p> <p>キ 緊急時等における対応方法</p> <p>ク 非常災害対策</p> <p>◎ 非常災害に関する具体的計画を指すものであること。</p> <p>ケ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>コ その他運営に関する重要な事項</p> <p>◎ 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。◆平11老企25第3の八3(13)⑤</p>	適 ・ 否	<p>変更ある場合、変更届が出されているか (人員のみなら4/1付)</p> <p>その他の費用は金額明示か（実費も可）</p> <p>□通常の事業実施地域は実態に即しているか また、客観的に区域が特定された記載か</p> <p>★重要事項説明書と整合ないか □職員の員数 □営業日・営業時間 □通常の事業実施地域 □利用料・その他費用</p>
25 勤務体制の確保等	<p><input type="checkbox"/> 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。◆平11厚令37第101条第1項</p> <p>◎ 原則として月ごとの勤務表を作成し、サービス従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。◆平11老企25第3の六3(5)①</p> <p><input type="checkbox"/> 事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供しているか。</p> <p>ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。◆平11厚令37第101条第2項</p> <p>◎ 調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務につ</p>	適 ・ 否	<p>実際に事業所で使用されている勤務表確認</p> <p>※管理者のタイムカード等出勤簿が作成されているか</p> <p>委託あれば内容及び委</p>

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>いては、第三者への委託等を行うことを認めるものである。 ◆平11老企25第30六3(5)②</p> <p><input type="checkbox"/> 従業者の資質向上のために、研修の機会を確保しているか。その際すべての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。（経過措置あり） ◆平11厚令37第101条第3項</p> <p>◎ 従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。</p> <p>また、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものである。</p> <p>当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし、具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。</p> <p>なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。指定通所介護事業者は、令和6年3月31日までに医療・福祉関係資格を有さない全ての通所介護従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じなければならない。また、新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講せることとする（この場合についても、令和6年3月31日までは努力義務で差し支えない）。</p> <p>◆平11老企25第30二3(6)③準用</p> <p><input type="checkbox"/> 適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 ◆平11厚令37第101条第4項</p> <p>◎ 事業主が講ずべき措置の具体的な内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。</p> <p>イ 事業主が講ずべき措置の具体的な内容</p> <p>事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意された内容は以下のとおりである。</p> <p>a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発</p> <p>職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p>		<p>託先</p> <p>内部研修実施状況確認</p> <p>認知症介護に係る基礎的な研修については令和6年3月31日までは努力義務（経過措置）</p> <p>ハラスメント対策の実施【 有 ・ 無 】</p>

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するためには必要な体制の整備</p> <p>相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。</p> <p>なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業（資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。</p> <p>□ 事業主が講じることが望ましい取組について</p> <p>パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的な内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。 ◆平11老企25第30-3(21)④準用</p> <p>◆平12老企40第202(12)</p> <p>(認知症介護基礎研修の義務づけについて)</p> <p>R3 Q&A Vol. 3 間3</p> <p>養成施設については卒業証明書及び履修科目証明書により、事業所及び自治体が認知症に係る科目を受講していることが確認できることを条件として対象外とする。福祉系高校の卒業者については、卒業証明書により単に卒業が証明できれば対象外として差し支えない。</p> <p>R3 Q&A Vol. 3 間4</p> <p>認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修等の認知症の介護等に係る研修を修了した者については、義務づけの対象外として差し支えない。</p> <p>R3 Q&A Vol. 3 間5</p> <p>認知症サポートー等養成講座修了者は、義務付けの対象外とはならない。</p>		カスタマーハラスメント対策の実施 【有・無】
26 業務継続計画の策定等	<p>□ 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。（経過措置あり）</p> <p>◆平11厚令37第30条の2第1項準用</p> <p>□ 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。</p> <p>◆平11厚令37第30条の2第2項準用</p> <p>□ 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。◆平11厚令37第30条の2第3項準用</p> <p>◎ 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むこと</p>	適・否	<p>令和6年3月31日までは努力義務（経過措置）</p> <p>業務継続計画の有・無周知の方法</p> <p>見直しの頻度</p>

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>が求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。 ◆平11老企25第30六3 (6) ①</p> <p>◎ 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。</p> <p>イ 感染症に係る業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） <p>□ 災害に係る業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携 ◆平11老企25第30六3 (6) ② <p>◎ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的な内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 ◆平11老企25第30六3 (6) ③</p> <p>◎ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 ◆平11老企25第30六3 (6) ④</p>		<p>新規採用時の研修の有無（有・無）</p> <p>左記の必要な項目が網羅されているか</p> <p>研修の開催 年1回以上必要</p> <p>実施日 年 月 日</p> <p>新規採用時の研修の有無（有・無）</p> <p>訓練の実施 年1回以上必要</p> <p>実施日 年 月 日</p>
27 定員の遵守	<p>□ 次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時にサービスを行っていないか。 ただし、*災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。◆平11厚令37第138条</p> <p>ア 空床利用の特別養護老人ホームである事業所にあっては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>イ アに該当しない事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>* 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないと認められる場合において、利用者数を超えて指定短期入所生活介護を行うことが</p>	適・否	

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考						
	<p>認められる。</p> <p>この場合、居室以外の静養室において行うこととしているが、あくまでも緊急の必要がある場合にのみ認められるものであり、サービス提供は7日（家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日）を限度とする。</p> <p>なお、受け入れることのできる利用者数は、利用定員が40人未満の場合は1人、40人以上の場合は2人まで認められる。</p> <p>◆平11老企25第30の八3(14)</p>								
28 地域等との連携	<p><input type="checkbox"/> 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 ◆平11厚令37第139条</p> <p>◎ 地域に開かれた事業として行われるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。◆平11老企25第30の八3(15)</p> <p><input type="checkbox"/> 提供した指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。◆平11厚令37第36条の2</p> <p>◎ 「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。◆平11老企25第30-3(24)</p>	適・否	交流の機会、頻度 ボランティアの有無 市町村事業（相談員派遣等）受入の有無						
29 非常災害対策	<p><input type="checkbox"/> 非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 ◆平11厚令37第103条準用</p> <p>◎ 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めるものである。◆平11老企25第3の六3(6)準用</p> <p>◎ 「非常災害に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。◆平11老企25第3の六3(6)準用</p> <p>◎ この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあってはその者に行わせること。 また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせること。 ◆平11老企25第3の六3(7)①準用</p> <p><input type="checkbox"/> 指定短期入所生活介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 ◆平11厚令37第103条第2項準用</p> <p>◎ 救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。 ◆平11老企25第3の六3(6)準用</p>	適・否	<p>【 計画の有・無 】</p> <p>訓練実施記録確認 (年2回以上実施しているか。)</p> <p>【実施日】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 33.33%;">年</td> <td style="text-align: center; width: 33.33%;">月</td> <td style="text-align: center; width: 33.33%;">日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> </tr> </table> <p>※平成24年4月20日老老発0420第1号等「介護保険施設等における防火対策の強化について」を参照</p>	年	月	日	年	月	日
年	月	日							
年	月	日							
30 衛生管理等	<p><input type="checkbox"/> 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。 ◆平11厚令37第104条第1項</p>	適・否	食事提供有る場合、調理施設の衛生管理方法						

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>◎ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 ◆平11企25第30六3(8)①準用</p> <p>◎ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。 ◆平11企25第30六3(8)①準用</p> <p>◎ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。 ◆平11企25第30六3(8)①準用</p> <p>□ 当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。（経過措置あり） ◆平11厚令37第104条第2項</p> <p>ア 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</p> <p>◎ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 ◆平11企25第30六3(8)①</p> <p>◎ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。 ◆平11企25第30六3(8)①口</p> <p>◎ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。 ◆平11企25第30六3(8)①ハ</p> <p>◎ 感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第4条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。</p> <p>イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <p>当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ隨時開催する必要がある。</p> <p>感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>□ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針</p> <p>当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時</p>		<p>令和6年3月31日までは努力義務（経過措置）</p> <p>感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <p>【開催日】 年 月 日 年 月 日</p> <p>【開催方法】</p> <p>【周知方法】</p> <p>【指針の有無】有・無</p> <p>研修及び訓練の開催頻度（年1回以上）</p> <p>従業者健康診断の扱い 職員がインフルエンザ等罹患時の対処方法</p> <p>浴槽の消毒状況</p> <p>レジオネラ等浴槽水の検査状況</p>

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。</p> <p>なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。</p> <p>ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練</p> <p>通所介護従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。</p> <p>職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。</p> <p>なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。</p> <p>また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。</p> <p>◆平11老企25第30六3(8)②</p>		
31 掲示	<p>□ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要な事項を掲示しているか。◆平11厚令37第32条</p> <p>◎ 運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を指定短期入所生活介護事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。◆平11老企25第30-3(24)①準用</p> <p>イ 事業所の見やすい場所とは、重要な事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。</p> <p>□ 従業員等の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業員等の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。</p> <p>□ 前項に規定する事項を記載した書面を当該短期入所生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>◆平11厚令37第32条第2項準用</p> <p>◎ 重要な事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで掲示に代えることができる。◆平11老企25第30-3(24)②準用</p>	適 ・ 否	<p>掲示でない場合は代替方法確認</p> <p>苦情対応方法も掲示されているか（窓口として関係市町村・国保連の記載あるか）</p>
32 秘密保持等	<p>□ 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。◆平11厚令37第33条第1項準用</p> <p>□ 事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。◆平11厚令37第33条第2項準用</p> <p>◎ 具体的には、従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を従業者の雇用契約時に取り決め、例えば違約金についての</p>	適 ・ 否	<p>従業者への周知方法 就業規則等確認 講じた措置の内容</p>

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>定めを置くなどの措置を講ずべきこと。◆平11老企25第3の-3(21)②準用 ※ 予め違約金の額を定めておくことは労働基準法第16条に抵触するため、違約金について定める場合には、現実に生じた損害について賠償を請求する旨の定めとすること。</p> <p>□ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。◆平11厚令37第33条第3項準用 ◎ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。◆平11老企25第3の-3(21)③準用</p>		同意文書確認
33 広告	<p>□ 事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。◆平11厚令37第34条準用</p>	適・否	【広告の有・無】 あれば内容確認
34 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	<p>□ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。◆平11厚令37第35条準用</p>	適・否	
35 苦情処理	<p>□ 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じているか。 ◆平11厚令37第36条第1項準用 ◎ 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。◆平11老企25第3の-3(23)①準用</p> <p>□ 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 ◆平11厚令37第36条第2項準用 ◎ 苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うこと。◆平11老企25第3の-3(23)②準用</p> <p>□ 提供したサービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。◆平11厚令37第36条第3項準用</p> <p>□ 市町村からの求めがあった場合には、上記の改善の内容を市町村に報告しているか。◆平11厚令37第36条第4項準用</p> <p>□ 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第二号の調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 ◆平11厚令37第36条第5項準用</p> <p>□ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上記の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 ◆平11厚令37第36条第6項準用</p>		【マニュアルの有・無】 一次窓口及び担当者 () 事例確認 あれば処理結果確認 事例の有・無 直近事例 (年 月) 事例の有・無 直近事例 (年 月)
36 事故発生時の対応	<p>□ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 ◆平11厚令37第37条第1項準用 ◎ 事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましい。◆平11老企25第3の-3(25)①準用</p> <p>□ 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しているか。◆平11厚令37第37条第2項準用</p>	適・否	【マニュアルの有・無】 従業者への周知方法 事例確認 事例分析しているか

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>◎ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止対策を講じること。◆平11老企25第30-3(25)③準用</p> <p>□ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。◆平11厚令37第37条第3項</p> <p>◎ 損害賠償保険に加入又は賠償資力を有することが望ましい。◆平11老企25第30-3(25)②準用</p>		<p>ヒヤリハットの有・無</p> <p>賠償保険加入の有・無 保険名 :</p>
37 虐待の防止	<p>□ 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。（経過措置あり）◆平11厚令37第37条02</p> <p>一 当該指定短期入所生活介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該事業所において、短期入所生活介護員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>◎ 虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、当該事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。◆平11老企25第30-3(31)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待の未然防止 当該事業所の事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。 ・ 虐待等の早期発見 当該事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。 ・ 虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。 <p>① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（第1号） 虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の</p>	適 ・ 否	<p>令和6年3月31日までは努力義務（経過措置）</p> <p>虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催の有無（有・無）</p> <p>虐待の防止のための指針の有無（有・無）</p> <p>虐待の防止のための研修日程（　　）</p> <p>担当者名（　　）</p>

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>状況に応じて慎重に対応することが重要である。</p> <p>なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。</p> <p>イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</p> <p>② 虐待の防止のための指針（第2号） 当該介護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。</p> <p>イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p> <p>③ 虐待の防止のための従業者に対する研修（第3号） 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。</p> <p>また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。</p> <p>④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第4号） 介護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。◆平11老企25第3のーの3(3)準用</p>		<p>虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催の有無 【有・無】</p> <p>虐待の防止のための指針の有無 【有・無】</p> <p>虐待の防止のための研修 年1回以上必要</p> <p>年 月 日</p> <p>新規採用時の虐待の防止のための研修の有無 【有・無】</p> <p>担当者名 【 】</p>
38 会計の区分	<p><input type="checkbox"/> 事業所ごとに経理を区分するとともに、短期入所生活介護事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。◆平11厚令37第38条準用</p>	適・	

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p><input type="checkbox"/> 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」に沿って適切に行われているか。◆平13老振18</p>	否	
39 記録の整備	<p><input type="checkbox"/> 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。◆平11厚令37第139条の2第1項</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者に対するサービスの提供に関する以下の諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。 ◆平11厚令37第139条の2第2項 ア 短期入所生活介護計画 イ 本主眼事項第4の10に規定する具体的なサービスの内容等の記録 ウ 本主眼事項第4の13に規定する身体的拘束等の態様及び時間 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 エ 本主眼事項第4の22に規定する市町村への通知に係る記録 オ 本主眼事項第4の34に規定する苦情の内容等の記録 カ 本主眼事項第4の35に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録</p> <p>◎ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。 ◆平11老企25第3の八(19)</p>	適・否	誤った請求があったときに5年間遡って点検することになるため、左記記録を5年間保存すること。
40 電磁的記録等	<p><input type="checkbox"/> 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有機物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（主眼事項第4の4及び次に規定するものを除く）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 ◆平11厚令37第217条第1項</p> <p><input type="checkbox"/> 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。 ◆平11厚令37第217条第2項</p> <p>◎ 電磁的記録について ◆平11老企25第501 居宅基準第217条第1項及び予防基準第293条第1項は、指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者等（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うこととしたものである。 (1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 (2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 ① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ② 書面に記載されている事項をスキヤナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 (3) その他、居宅基準第217条第1項及び予防基準第293条第1項において電磁的記録により行うことができるとされているも</p>	適・否	

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>のは、(1)及び(2)に準じた方法によること。</p> <p>(4) また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>◎ 電磁的方法について ◆平11老企25第502</p> <p>居宅基準第217条第2項及び予防基準第293条第2項は、利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができるとしたものである。</p> <p>(1) 電磁的方法による交付は、居宅基準第8条第2項から第6項まで及び予防基準第49条の2第2項から第6項までの規定に準じた方法によること。</p> <p>(2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ & A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。</p> <p>(3) 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ & A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。</p> <p>(4) その他、居宅基準第217条第2項及び予防基準第293条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただし、居宅基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。</p> <p>(5) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p>		
第5 変更の届出等 <法第75条>	<input type="checkbox"/> 事業所の名称及び所在地その他厚生省令（平成11年3月31日厚生省令第36号「介護保険法施行規則」第131条）で定める事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生省令（同上）で定めるところにより、10日以内に、その旨を京都府知事に届け出ているか。◆施行規則第131条	適・否	
第6 介護給付費の算定及び取扱い <法第41条第4項>	<input type="checkbox"/> 事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表第一「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。◆平12厚告19の一 ※ 事業所ごとに所定単位数をより低い単位数を設定する旨を、京都府に事前に届出を行った場合は、この限りではない。◆平12老企39	適・否	
1 基本的事項	<input type="checkbox"/> 事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第22号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表第一に定める単位数を乗じて算定されているか。◆平12厚告19の二 ※ 1単位の単価は、10円に事業所又は施設が所在する地域区分及びサービスの種類に応じて定められた割合（別表2）を乗じて得た額とする。	適・否	
	<input type="checkbox"/> 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。◆平12厚告19の三		
2 通則 (1) 入所日数の数え方	<p>(1) 原則として、入所した日及び退所した日の両方を含む。 ◆平12老企40第2の1(2)①</p> <p>(2) ただし、同一敷地内における短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設又は介護保険施設（以下「介護保険施設等」という。）の間で、又は隣接若しくは近接する敷地における介護保険施設等であって相互に職員の兼務や施設の共用等が行われて</p>	適・否	

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>いるものの間で、利用者等が一の介護保険施設等から退所等をしたその日に他の介護保険施設等に入所等する場合については、入所等の日は含み、退所等の日は含まれない。◆平12老企40第2の1(2)②</p> <p>(3) 介護保険施設等を退所等したその日に当該介護保険施設等と同一敷地内にある病院若しくは診療所の病床であって、医療保険が適用されるもの（以下「医療保険適用病床」という。）又は当該介護保険施設等と隣接若しくは近接する敷地における病院若しくは診療所の医療保険適用病床であって、当該介護保険施設等との間に相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているもの（以下「同一敷地内等の医療保険適用病床」という。）に入院する場合（同一医療機関内の転棟の場合を含む。）は、介護保険施設等においては退所等の日は算定されず、また、同一敷地内等の医療保険適用病床を退院したその日に介護保険施設等に入所等する場合（同一医療機関内の転棟の場合を含む。）は、介護保険施設等においては入所等の日は算定されない。◆平12老企40第2の1(2)③</p> <p>(4) 「(2)定員超過に係る減算」の(1)及び「(4)人員欠如に係る減算」の(1)に定める利用者の数の算定においては、入所した日を含み、退所した日は含まない。◆平12老企40第2の1(2)④</p>		
(2) 定員超過に係る減算	<p>(1) この場合の利用者の数は、1月間（暦月）の利用者の数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月の全利用者の延数を当該月の日数で除して得た数とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとする。</p> <p>◆平12老企40第2の1(3)②</p> <p>(2) 利用者の数が定員を超過した事業所については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が減算され、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定される。◆平12老企40第2の1(3)③</p> <p>(3) 京都府知事は、定員超過利用が行われている事業所に対しては、その解消を行なうよう指導する。 当該指導に従わず、定員超過利用が2月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討する。</p> <p>◆平12老企40第2の1(3)④</p> <p>(4) 災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。◆平12老企40第2の1(3)⑤</p>	適・否	【 事例の有・無 】
(3) 常勤換算方法	<p>暦月ごとの職員の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間で除することにより算定するものとし、小数点第2位以下を切り捨てる。</p> <p>なお、やむを得ない事情により、配置されていた職員数が一時的に1割の範囲内で減少した場合は、1月を超えない期間内に職員が補充されれば、職員数が減少しなかったものとみなす。</p> <p>その他、常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについては、①及び②のとおりとすること。</p> <p>① 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。</p>	適・否	

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>② 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は32 時間を基本とする。）に達していることをいうものであるが、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30 時間として取り扱うことを可能とする。</p> <p>また、常勤による従業者の配置要件が設けられている場合、従業者が労働基準法（昭和22 年法律第49 号）第65 条に規定する休業、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2 条第1号に規定する育児休業、同条第2 号に規定する介護休業、同法第23 条第2 項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24 条第1 項（第2 号に係る部分に限る。）の規定により同項第2 号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を取得中の期間において、当該要件において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、当該要件を満たすことが可能であることとする。</p> <p>◆平12老企40第2の1(4)</p>		
(4) 人員基準欠如に係る減算	<p>(1) 人員基準上満たすべき看護師等の員数を算定する際の利用者の数は、当該年度の前年度の平均を用いる（ただし、新規開設の場合は推定数による。）。この場合、利用者の数の平均は、前年度の全利用者の延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げる。</p> <p>◆平12老企40第201(5)②</p> <p>(2) 看護・介護職員の人員基準欠如については、</p> <p>① 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について所定単位数が減算される。◆平12老企40第2の1(5)③、⑤</p> <p>② 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について所定単位数が減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。</p> <p>◆平12老企40第2の1(5)④</p> <p>(3) 看護・介護職員以外の人員基準欠如については、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について所定単位数が減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。◆平12老企40第2の1(5)④</p> <p>(4) 京都府知事は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員の見直し、事業の休止等を指導する。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討する。◆平12老企40第2の1(5)⑥</p>	適・否	【 事例の有・無 】
(5) 夜勤体制に関する減算	<p>(1) 夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の減算については、ある月（暦月）において以下のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者の全員について、所定単位数が減算される。</p> <p>◆平12老企40第2の1(6)②</p> <p>① 夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、施設ごとに設定するものとする）において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合</p> <p>② 夜勤時間帯において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合</p> <p>(2) 夜勤を行う職員の員数を算定する際の利用者の数は、当該年度の前年度の入所者の数の平均を用いる。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り上げる。◆平12老企40第2の1(6)③</p>	適・否	【 事例の有・無 】

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考										
	<p>(3) 夜勤職員基準に定められる夜勤を行う職員の員数は、夜勤時間を通じて配置されるべき職員の員数であり、複数の職員が交代で勤務することにより当該基準を満たして構わないものとする。</p> <p>また、夜勤職員基準に定められる員数に小数が生じる場合には、整数部分の員数の職員の配置に加えて、夜勤時間帯に勤務する別の職員の勤務時間数の合計を16で除して得た数が、小数部分の数以上となるように職員を配置することとする。</p> <p>なお、この場合において、整数部分の員数の職員に加えて別の職員を配置する時間帯は、夜勤時間帯に属していればいずれの時間でも構わず、連続する時間帯である必要はない。当該夜勤時間帯において最も配置が必要である時間に充てるよう努めることとする。◆平12老企40第2の1(6)④</p> <p>(4) 京都府知事は、夜勤を行う職員の不足状態が続く場合には、夜勤を行う職員の確保を指導し、当該指導に従わない場合は、指定の取消しを検討する。◆平12老企40第2の1(6)④</p>												
(6) 新設等の場合の入所者の数	<p>人員基準欠如及び夜勤を行う職員の員数の算定に関しては、</p> <p>① 新設又は増床分のベッドに関して、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者の数は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、ベッド数の90%を利用者の数とし、新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延数を6月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延数を1年間の日数で除して得た数とする。</p> <p>短期入所生活介護事業所については、これにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者数を推定するものとする。</p> <p>② 減床の場合には、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の延利用者数を延日数で除して得た数とする。</p> <p>◆平12老企40第2の1(7)</p>	適 ・ 否											
3 短期入所生活介護費 (1) 単独型 ア 算定基準	<p>□ 別に厚生労働大臣が定める施設基準（注1）に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（注2）を満たすものとして京都府知事に届け出た事業所において、指定短期入所生活介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準（注3）に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。◆平12厚告19別表8注1</p> <p>注1 厚生労働大臣が定める施設基準 ◆平27厚告96第9号 単独型短期入所生活介護費 介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。 ただし、当該事業所が一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所である場合にあっては、更に、当該事業所のユニット部分以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、ユニット部分以外の部分の利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。</p> <p>注2 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 ◆平12厚告29第1号イ(1) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が次のとおりであること。</p> <table> <tbody> <tr> <td>a 利用者の数が25以下</td> <td>1以上</td> </tr> <tr> <td>b " 26以上60以下</td> <td>2以上</td> </tr> <tr> <td>c " 61以上80以下</td> <td>3以上</td> </tr> <tr> <td>d " 81以上100以下</td> <td>4以上</td> </tr> <tr> <td>e 利用者の数の合計数が101以上にあっては、4に合計数が100を超えて25又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注3 厚生労働大臣が定める基準 ◆平27厚告96第10号 イ 単独型短期入所生活介護費（I）</p>	a 利用者の数が25以下	1以上	b " 26以上60以下	2以上	c " 61以上80以下	3以上	d " 81以上100以下	4以上	e 利用者の数の合計数が101以上にあっては、4に合計数が100を超えて25又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上		適 ・ 否	<p>夜勤必要者数： 人</p> <p>夜勤者数： 人</p> <p>（職種： ）</p>
a 利用者の数が25以下	1以上												
b " 26以上60以下	2以上												
c " 61以上80以下	3以上												
d " 81以上100以下	4以上												
e 利用者の数の合計数が101以上にあっては、4に合計数が100を超えて25又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上													

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>ユニットに属さない居室（定員が1人のものに限る。「従来型個室」という。）の利用者に対して行われるものであること。</p> <p><input type="checkbox"/> 単独型短期入所生活介護費（Ⅱ） ユニットに属さない居室（定員が2人以上のものに限る。「多床室」という。）の利用者に対して行われるものであること。</p> <p>※ 次のいずれかに該当する者に対して、単独型短期入所生活介護費を支給する場合は、単独型短期入所生活介護費（Ⅱ）を算定する。 ◆平12厚告19別表8注14 ① 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者 ② 居室における利用者1人当たりの面積が、10.65平方メートル以下の従来型個室を利用する者 ③ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用が必要であると医師が判断した者</p> <p>H17年10月Q&A 問28 医師の判断がなされたことを確実に担保する手段を講じておくことは重要で、判断根拠等必要な書類を整備しておくことが必要。</p>		医師の判断の記録があるか
イ 夜勤基準を満たさない場合	<p><input type="checkbox"/> 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定しているか。 ◆平12厚告19別表8注1</p>	適・否	【事例の有・無】
ウ 利用定員を超えた場合	<p><input type="checkbox"/> 利用者の数が京都府知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えた場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定しているか。 ◆平12厚告19別表8注1</p> <p>※ 利用者の数とは、指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護の指定を併せて受け、かつ、これらの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定短期入所生活介護の利用者の数及び指定介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数をいう。 ◆平12厚告27第3号イ</p> <p>◎ やむを得ない措置による定員の超過 ◆平12老企40第202(2) 老人福祉法第10条の4第1項第3号の規定による市町村が行った措置（又は同法第11条第1項第2号（空床利用の場合のみ）によりやむを得ず利用定員を超える場合は、利用定員に100分の105を乗じて得た数（利用定員が40名を超える場合にあっては、利用定員に2を加えて得た数）までは減算が行われない。 この取扱いは、あくまでも一時的かつ特例的なものであることから、速やかに定員超過利用を解消する必要がある。</p>	適・否	【事例の有・無】
エ 従業者の員数が基準を満たさない場合	<p><input type="checkbox"/> 介護職員又は看護職員の員数が指定居宅サービス基準第121条に定める員数を満たしていない場合（当該事業所が一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所である場合にあっては、当該事業所のユニット部分以外の部分について、指定居宅サービス基準に定める員数を満たしていない場合を含む。）は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定しているか。 ◆平12厚告19別表8注1、◆平12厚告27第3号口</p>	適・否	【事例の有・無】 やむを得ず超過したことがあるか あれば理由確認
(2) 空床利用型及び併設型 ア 算定基準	<p><input type="checkbox"/> 別に厚生労働大臣が定める施設基準（注1）に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（注2）を満たすものとして京都府知事に届け出た事業所であって空床利用型事業所であるもの又は併設事業所であるものにおいて、指定短期入所生活介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準（注3）に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。 ◆平12厚告19別表8注1</p> <p>注1 厚生労働大臣が定める施設基準 併設型短期入所生活介護費◆平27厚告96第9号口 イ 当該事業所が空床利用型である場合にあっては、介護職員又</p>	適・否	【事例の有・無】

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考																
	<p>は看護職員の数が、常勤換算方法で、短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計が3又はその端数を増すごとに1以上であること。</p> <p>□ 当該事業所が併設型である場合にあっては、併設本体施設として必要とされる介護職員又は看護職員に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上の介護職員又は看護職員を確保していること。</p> <p>注2 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 ◆平12厚129第1号口(1)</p> <p>イ 空床利用型の夜勤基準</p> <p>夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が次のとおりであること。</p> <table> <tr> <td>a 利用者の数及び入所者の数の合計数が25以下</td> <td>1 以上</td> </tr> <tr> <td>b " 26以上60以下</td> <td>2 以上</td> </tr> <tr> <td>c " 61以上80以下</td> <td>3 以上</td> </tr> <tr> <td>d " 81以上100以下</td> <td>4 以上</td> </tr> </table> <p>e 利用者の数及び入所者の数の合計数が101以上にあっては、4に合計数が100を超えて25又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>□ 併設型の夜勤基準</p> <p>併設本体施設として必要とされる数の夜勤を行う介護職員又は看護職員に加えて、介護職員又は看護職員の数が次のとおりであること。</p> <table> <tr> <td>a 利用者の数が25以下</td> <td>1 以上</td> </tr> <tr> <td>b " 26以上60以下</td> <td>2 以上</td> </tr> <tr> <td>c " 61以上80以下</td> <td>3 以上</td> </tr> <tr> <td>d " 81以上100以下</td> <td>4 以上</td> </tr> </table> <p>e 利用者の数の合計数が101以上にあっては、4に合計数が100を超えて25又はその端数を増すごとに1を加えて得た数</p> <p>f bからeまでの規定にかかわらず、次に掲げる要件の（いずれにも適合する場合は、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数に応じてbからeまでの規定に基づき算出される数に十分の八を乗じて得た数以上</p> <ul style="list-style-type: none"> i 夜勤時間帯を通じて、利用者の動向を検知できる見守り機器（以下「見守り機器」という。）を当該短期入所生活介護事業所の利用者の数以上設置していること。 ii 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られていること。 iii 見守り機器及び情報通信機器（以下「見守り機器等」という。）を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする利用者への訪問及び当該利用者に対する適切なケア等による利用者の安全及びケアの質の確保 (2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 (3) 夜勤時間帯における緊急時の体制整備 (4) 見守り機器等の定期的な点検 (5) 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修 iv 指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が、六十以下の場合は一以上、六十ー以上の場合は二以上の介護職員又は看護職員が、夜勤時間帯を通じて常時配置されていること。 	a 利用者の数及び入所者の数の合計数が25以下	1 以上	b " 26以上60以下	2 以上	c " 61以上80以下	3 以上	d " 81以上100以下	4 以上	a 利用者の数が25以下	1 以上	b " 26以上60以下	2 以上	c " 61以上80以下	3 以上	d " 81以上100以下	4 以上		
a 利用者の数及び入所者の数の合計数が25以下	1 以上																		
b " 26以上60以下	2 以上																		
c " 61以上80以下	3 以上																		
d " 81以上100以下	4 以上																		
a 利用者の数が25以下	1 以上																		
b " 26以上60以下	2 以上																		
c " 61以上80以下	3 以上																		
d " 81以上100以下	4 以上																		

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>注3 厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>イ 併設型短期入所生活介護費（I）◆平27厚告96第10号イ ユニットに属さない居室（定員が1人のものに限る。「従来型個室」という。）の利用者に対して行われるものであること。</p> <p>ロ 併設型短期入所生活介護費（II）◆平27厚告96第10号ロ ユニットに属さない居室（定員が2人以上のものに限る。「多床室」という。）の利用者に対して行われるものであること。</p> <p>※ 次のいずれかに該当する者に対して、併設型短期入所生活介護費を支給する場合は、併設型短期入所生活介護費（II）を算定する。 ◆平12厚告19別表8注11</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者 ② 居室における利用者1人当たりの面積が、10.65平方メートル以下の従来型個室を利用する者 ③ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用が必要であると医師が判断した者 <p>H17年10月Q&A 問28 医師の判断がなされたことを確実に担保する手段を講じておくことは重要で、判断根拠等必要な書類を整備しておくことが必要。</p>		
イ 夜勤基準を満たさない場合	<p>□ 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定しているか。 ◆平12厚告19別表8注1</p> <p>※ 利用者の数とは、指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護の指定を併せて受け、かつ、これらの事業が同一の事業所において一體的に運営されている場合にあっては、指定短期入所生活介護の利用者の数及び指定介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数をいう。</p>	適・否	【事例の有・無】
ウ 利用定員を超えた場合	<p>□ 利用者の数（空床利用型の場合にあっては、利用者の数と入所者の数の合計数）が京都府知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えた場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定しているか。◆平12厚告27第3号イ</p> <p>※ 指定介護予防短期入所生活介護と一體的に運営されている場合の利用者の数については、「(1)単独型」のウ※を参照のこと。</p> <p>◎ やむを得ない措置による定員の超過については、「(1)単独型」のウ◎を参照のこと。◆平12老企40第2の2(2)</p>	適・否	【事例の有・無】
エ 従業員の員数が基準を満たさない場合	<p>□ 介護職員又は看護職員の員数が、指定居宅サービス第121条に定める員数を満たさない場合（併設本体施設（ユニット部分を除く。）について必要とされる介護職員又は看護職員を置いていない場合を含み、空床利用型施設（ユニット部分を除く。）について必要とされる介護職員又は看護職員の員数をおいていない場合を含む。）は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定しているか。 ◆平12厚告19別表8注1、◆平12厚告27第3号ハ</p>	適・否	【事例の有・無】 やむを得ず超過したことがあるか あれば理由確認
オ 留意事項	<p>(1) 併設事業所における所定単位数の算定並びに人員基準欠如・夜勤基準違反による減算については、本体施設と一體的に行うものであること。より具体的には以下のとおり。◆平12老企40第2の2(3)◎</p> <p>イ 指定介護老人福祉施設に併設される事業所の場合</p> <p>① 指定介護老人福祉施設の入所者数と短期入所生活介護の利用者数を合算した上で、職員の配置数の算定及び夜勤を行う介護職員又は看護職員の配置数を算定する。</p> <p>例. (介護老人福祉施設) 前年度平均入所者数 70人 (併設短期入所生活介護) 前年度平均利用者数 20人 必要な介護・看護職員数 計30人 必要な夜勤職員数 計4人</p>	適・否	【事例の有・無】

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>② 本体施設が一部ユニット型指定介護老人福祉施設であって、併設事業所がユニット型指定短期入所生活事業所である場合は、本体施設のユニット部分と一体的に取り扱う。</p> <p>③ 本体施設が一部ユニット型指定介護老人福祉施設であって、併設事業所がユニット型指定短期入所生活事業所でない場合は本体施設のユニット部分以外の部分と一体的に取り扱う。</p> <p>□ 指定介護老人福祉施設以外に併設される事業所の場合 職員の配置数の算定に係る「端数の切り上げ」を一体的に行うが、夜勤を行う職員の配置数については、それぞれについて必要となる数の合計数となる。</p> <p>(2) 併設事業所における看護職員配置については、指定介護老人福祉施設として必要な看護職員の数の算定根拠となる「入所者数」には、短期入所生活介護の利用者数は含めない。すなわち、必要な看護職員数の算定については、指定介護老人福祉施設と、併設する短期入所生活介護事業所のそれぞれについて、区別して行うものとする。</p> <p>◆平12老企40第202(3)③</p> <p>例. (介護老人福祉施設) 入所者数 50人 (併設短期入所生活介護) 利用者数 10人 介護老人福祉施設に必要な看護職員配置数 2人（常勤換算） 短期入所生活介護に必要な看護職員配置数 配置義務なし</p>		
4 生活機能向上連携加算	<p>□ 別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合しているものとして京都府知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、イについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、口については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注7を算定している場合、イは算定せず、口は1月につき100単位を所定単位数に加算する。</p> <p>イ 生活機能向上連携加算（I）100単位 □ 生活機能向上連携加算（II）200単位</p> <p>◆平12厚告19別表8注5 注 厚生労働大臣が定める基準 ◆平27厚告95第15号の2 イ 生活機能向上連携加算（I）次のいずれにも適合すること。 (1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下「理学療法士等」という）の助言に基づき、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 (2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 (3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。 □ 生活機能向上連携加算（II）次のいずれにも適合すること。 (1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所又は通所型サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。</p>	適 ・ 否	<p>【 算定の有・無 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携内容を記録等で確認 ・個別機能訓練計画の作成 ・計画に基づく機能訓練の実施 ・機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、訓練内容の評価・見直しを3月ごとに1回以上実施

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>(3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。</p> <p>◎ 生活機能訓練向上加算Iについて</p> <p>イ 生活機能向上連携加算(I)は、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下この(7)において同じ。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この(7)において「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該指定短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）が共同してアセスメント、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。</p> <p>この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。</p> <p>ロ 個別機能訓練計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は、当該利用者のADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びIADL（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は、指定短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員等と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該指定短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員等に助言を行うこと。なお、ICTを活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と機能訓練指導員等で事前に方法等を調整するものとする。</p> <p>ハ 個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければならない。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。なお、個別機能訓練計画に相当する内容を短期入所生活介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとすること。</p> <p>ニ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>ホ 機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの</p>		

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、3月ごとに1回以上、個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族（以下このホノにおいて「利用者等」という。）に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明していること。 また、利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとすること。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならぬこと。なお、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等に対応していること。 <p>ヘ 機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにすること。</p> <p>ト 生活機能向上連携加算（I）は個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り、算定されるものである。なお、イの助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合には、本加算を再度算定することは可能であるが、利用者の急性増悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き、個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月の翌月及び翌々月は本加算を算定しない。</p> <p>◎ 生活機能訓練向上連携加算Ⅱについて</p> <p>イ 生活機能向上連携加算（II）は、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定短期入所生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共にして、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。</p> <p>この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。</p> <p>ロ 個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> 機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。 理学療法士等は、3月ごとに1回以上指定短期入所生活介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行うこと。 <p>ハ ①ハ、ニ及びヘによること。なお、個別機能訓練加算を算定している場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はないこと。</p> <p>平12老企40第2の2(7)</p>		
5 機能訓練指導員加算	<p><input type="checkbox"/> 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学</p>	適・否	<p>【 算定の有・無 】</p> <p>・常勤専従の機能訓練指導員か（看護職員等</p>

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。) (以下この主眼事項において「理学療法士等」という。) を1名以上配置しているものとして京都府知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、1日につき12単位を所定単位数に加算しているか。◆平12厚告19別表8注6</p> <p>◎ 利用者の数（空床利用型・併設型にあっては利用者の数及び本体施設の入所者の数の合計数）が100を超える事業所にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除して得た数以上配置していること 例) 特養100名 併設ショート20名 計120名の場合 $120\text{名} \div 100\text{名} = 1.2\text{人}$ (常勤換算) → 常勤専従（特養及び併設ショート）1名及び常勤換算0.2人の機能訓練指導員（特養及び併設ショート）が必要</p> <p>◎ 専ら当該業務に従事する常勤の機能訓練指導員が配置されることが加算の要件であることから、併設の通所介護事業所の機能訓練指導員を兼務している者については、たとえ常勤の職員であつたとしても加算の算定要件は満たさないことに留意すること。 ◆平12老企40第2の2(8)</p> <p>□ 空床利用型指定短期入所生活介護事業所に係る機能訓練指導員加算の届出については、介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、指定短期入所生活介護事業所に係る届出があったものとみなす。 ◆平12厚告19別表8注17</p>		<p>兼務不可)</p> <p>・実際の訓練の内容を記録等で確認</p>
6 個別機能訓練加算	<p>□ 別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合しているものとして、京都府知事に届け出た指定短期入所生活介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき56単位を所定単位に加算しているか。◆平12厚告19別表8注7</p> <p>注 厚生労働大臣が定める基準 下記のいずれにもあてはまること。 イ 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。) (以下この号において「理学療法士等」という。) を一名以上配置していること。◆平12老企40第2の2(9)②</p> <p>ロ 機能訓練指導員等（※2）が共同して、利用者の生活機能向上に資する利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練企画を作成していること。◆平12老企40第2の2(9)③</p> <p>ハ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。◆平12老企40第2の2(9)④</p> <p>ニ 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で個別機能訓練計画を作成し、その後3ヶ月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者等に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。利用者などに対する説明はテレビ電話装置等を活用して行うことができる。 ◆平12老企40第2の2(9)⑦</p>	適・否	<p>【 算定の有・無 】</p> <p>・専従の機能訓練指導員か</p> <p>・実際の訓練の内容を記録等で確認</p>

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>※1 理学療法士等= 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）</p> <p>※2 機能訓練指導員等=機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 理学療法士等が、個別機能訓練計画に基づき、短期入所生活介護を計画的又は機関を定めて利用する者に対し、計画的に行つた機能訓練に対して算定する。◆平12老企40第二の2(9)① ◎ 特定の曜日だけに理学療法士等を配置している場合は、その曜日に当該理学療法士等から直接訓練提供を受けた利用者のみ算定。又、看護職員が機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は看護職員としての人員基準に含めない。 ◆平12老企40第二の2(9)② ◎ 個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施時間、実施方法等について評価等を行う。なお、短期入所生活介護においては、個別機能訓練計画に相当する内容を短期入所生活介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとすること。◆平12老企40第二の2(9)③ ◎ 個別訓練加算に係る機能訓練は、身体機能そのものの回復を主たる目的とする訓練ではなく、残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り、利用者が居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的として実施するものである。 具体的には、適切なアセスメントを経て利用者のADL及びIADLの状況を把握し、日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標（一人で入浴ができるようになりたい等）を設定のうえ、当該目標を達成するための訓練を実施すること。◆平12老企40第二の2(9)④ ◎ 日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標については、利用者又は家族の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえて策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。◆平12老企40第二の2(9)⑤ ◎ 機能訓練は、類似の目標を持ち同様の訓練内容が設定された5人程度以下の小集団（個別対応含む。）に対し、機能訓練指導員が直接行うこと。又、生活機能の維持・向上のための訓練を効果的に実施するためには、計画的・継続的に行う必要があり、おおむね週1回以上の実施を目安とする。◆平12老企40第二の2(9)⑥ ◎ 個別機能訓練を行う場合は、機能訓練指導員等が居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）を確認し、多職種共同で個別機能訓練計画を作成した上で実施することとし、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む）や進捗状況等を説明し、記録するとともに訓練内容の見直し等を行う。また、評価内容や目標の達成度合いについて、当該利用者を担当する介護支援専門員等に適宜報告・相談し、必要に応じて利用者又は家族の意向を確認の上、当該利用者のADL及びIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。 また、利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとすること。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないこと。 		

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ◆平12老企40第二の2(9)⑦</p> <p>◎ 個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにすること。◆平12老企40第二の2(9)⑧</p> <p>◎ 主眼項目4の加算を算定しており、別途個別機能訓練を実施した場合、同一日であっても算定できるが、主眼項目4とは別の機能訓練指導員の配置が必要。◆平12老企40第二の2(9)⑨</p> <p><i>H27Q&A Vol. 1 問75</i> 特別養護老人ホーム併設の短期入所生活介護事業所であって、個別機能訓練加算を特別養護老人ホームで算定し、短期入所生活介護で機能訓練指導員の加算を算定している場合、特別養護老人ホームと短期入所生活介護を兼務する常勤・専従の機能訓練指導員とは別に、専従の機能訓練指導員を短期入所生活介護事業所に1名配置すれば、短期入所生活介護においては、機能訓練指導員の加算と、個別機能訓練加算の両方が算定できる。</p>		
7 看護体制加算	<p>□ 別に厚生労働大臣が定める施設基準（注）に適合しているものとして京都府知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、看護体制加算（I）を算定している場合は、看護体制加算（III）又は口は算定せず、看護体制加算（II）を算定している場合は、看護体制加算（IV）又は口は算定しない。◆平12厚告19別表8注8</p> <p>注 厚生労働大臣が定める施設基準 ◆平24厚告97第12号</p> <p>1 看護体制加算（I） 4 単位 イ 常勤の看護師を1名以上配置していること。 □ 通所介護費等の算定方法（◆平12厚告27）第3号に規定する基準（定員超過・人員基準欠如）に該当していないこと。</p> <p>2 看護体制加算（II） 8 単位 イ 看護職員の数が次に掲げる基準に適合すること。 a 常勤換算方法で、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること。 b 当該事業所が空床利用型である場合にあっては、看護職員の数が、常勤換算方法で、短期入所生活介護の利用者の数及び特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が25又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、特別養護老人ホームに置くべき看護職員の数に1を加えた数以上であること。 □ 当該指定短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保していること。 ハ 1の口に該当するものであること。</p> <p>3 看護体制加算（III）イ 12 単位 イ 利用定員が二十九人以下であること。 □ 指定短期入所生活介護事業所における算定日が属する年度の前年度又は算定日が属する月の前三月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護三、要介護四又は要介護五である者の占める割合が百分の七十以上であること。 ハ 1のイ及び口に該当するものであること。</p> <p>4 看護体制加算（III）ロ 6 単位 イ 利用定員が三十人以上五十人以下であること。 □ 3の口及びハに該当するものであること。</p>	適・否	<p>【算定の有・無】 <i>H21Q&A Vol. 1 問78</i> ・本体、併設ショート別個に判断（兼務の場合はベッド数等に基づく按分等により常勤換算数を割り振り） ・本体満たしていれば空床ショートは算定可</p> <p>【看護体制加算（I）（III）】 ・常勤看護師の数人（1以上か） <i>H21Q&A Vol. 1 問79</i> （本体施設で加算Iを算定する場合、）本体施設を担当する常勤の看護師が業務に支障のない範囲でショートスタイル業務に従事することを妨げるものではない。</p> <p>【看護体制加算（II）（IV）】 ・看護職員の数（常勤換算）人（最低基準+1以上か） ・24時間連絡体制の確認連絡 ①連絡対応体制に関する指針・マニュ</p>

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>5 看護体制加算（IV）イ ・・・・ 23単位 2のイからハまで並びに3のイ及びロに該当するものであること。</p> <p>6 看護体制加算（IV）ロ ・・・・ 13単位 2のイからハまで、3のロ及び4のイに該当するものであること。</p> <p>◎ 併設事業所について ◆平12老企40第2の2(10)①イ 併設事業所における看護体制加算の算定に当たっては、本体施設における看護職員の配置とは別に、必要な看護職員の配置を行う必要がある。具体的には、以下のとおりとする。 イ 看護体制加算（I）については、本体施設における看護師の配置にかかわらず、指定短期入所生活介護事業所として別に1名以上の常勤の看護師の配置を行った場合に算定が可能である。 ロ 看護体制加算（II）については、本体施設における看護職員の配置にかかわらず、看護職員の指定短期入所生活介護事業所（特別養護老人ホームの空床利用の場合を除く。）における勤務時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除した数が、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上となる場合に算定が可能である。</p> <p>◎ 特別養護老人ホームの空床利用について ◆平12老企40第2の2(10)①ロ 特別養護老人ホームの空床を利用して指定短期入所生活介護を行う場合にあっては、看護体制加算の算定は本体施設である特別養護老人ホームと一体的に行うものとすること。具体的には以下のとおりとする。 イ 看護体制加算（I）については、本体施設に常勤の看護師を1名配置している場合は、空床利用の指定短期入所生活介護についても、算定が可能である。 ロ 看護体制加算（II）については、指定介護老人福祉施設の入所者数と空床利用の指定短期入所生活介護の利用者数を合算した数が25又はその端数を増すごとに1以上、かつ、当該合算した数を指定介護老人福祉施設の「入所者の数」とした場合に必要となる看護職員の数に1を加えた数以上の看護職員を配置している場合に算定可能となる。</p> <p>◎ なお、①②のいずれの場合であっても、看護体制加算（I）及び看護体制加算（II）を同時に算定することは可能であること。この場合にあっては、看護体制加算（I）において加算の対象となる常勤の看護師についても、看護体制加算（II）における看護職員の配置数の計算に含めることができる。◆平12老企40第2の2(10)①ハ</p> <p>◎ 中重度者受入要件 イ 看護体制加算（III）及び（IV）の要介護3、要介護4又は要介護5である者の割合については、前年度（3月を除く。）又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとし、要支援者に関しては人員数には含めない。 ロ 利用実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は、次の取扱いによるものとする。 i 前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、前年度の実績による加算の届出はできないものとする。 ii 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに訪問通所サービス通知第1の5の届出を提出しなければならない。</p>		<p>アル等の確認 ②入所者観察項目の標準化 ③ ①②の周知</p> <p>【看護体制加算（III）（IV）】 ・要介護3以上である者の占める割合</p>

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>◎ 定員要件 看護体制加算(Ⅲ)及び(IV)の定員規模に係る要件は、併設事業所に関しては、短期入所生活介護のみの定員に着目して判断する。例えば、指定介護老人福祉施設の入所者数が50人、併設する短期入所生活介護の利用者が10人である場合、短期入所生活介護については29人以下の規模の単位数を算定する。 なお、空床利用型の短期入所生活介護については、本体の指定介護老人福祉施設の定員規模で判断する。</p> <p>◎ 看護体制加算(Ⅲ)及び(IV)については、事業所を利用する利用者全員に算定することができる。また、看護体制加算(Ⅲ)及び看護体制加算(IV)を同時に算定することは可能であること。</p> <p><i>H21Q & A Vol. 1 問79</i> 本体施設と併設のショートステイの両方で看護体制加算(I)を算定する場合、本体施設とショートステイそれぞれを担当する常勤の看護師が定められていることが必要であるが、ショートステイを担当する常勤看護師が、ショートステイにおける業務に支障のない範囲で本体施設における業務に従事することを妨げるものではない。本体施設を担当する常勤看護師がショートステイの業務に従事する場合も同じ。</p> <p><i>H21Q & A Vol. 1 問80</i> 本体施設と併設のショートステイを通じて常勤看護師が1人しかいないが、その1人が特養とショートステイの両方を均等に兼務している場合、本体施設と併設のショートステイのどちらで看護体制加算(I)を算定するかは事業者の選択として構わないが、算定することとした方の事業所を主として勤務を行なうべき。</p>		
8 医療連携強化加算	<p><input type="checkbox"/> 別に厚生労働大臣が定める基準(※)に適合し、且つ、別に厚生労働大臣が定める状態(注)にあるものに対して指定短期入所生活介護を行った場合は、医療連携強化加算として、1日につき58単位を所定単位数に加算しているか。ただし、在宅中重度者受入加算を算定している場合は、算定しない。◆平12騒19別表8注9</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める状態 ◆平27厚告94第20号 次のいずれかに該当する状態。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 喀痰吸引を実施している状態。 ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態。 ハ 中心静脈注射を実施している状態。 ニ 人工腎臓を実施している状態。 ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態。 ヘ 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態。 ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態。 チ 褥瘡に対する治療を実施している状態。 リ 気管切開が行われている状態。 <p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準 ◆平24厚告96第37号 次のいずれにも適合すること</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定していること。 ロ 利用者の急変予測や早期発見等のため、看護職員による定期的な巡回を行っていること。 ハ 主治医と連絡が取れない等の場合に備えて、あらかじめ協力 	適 ・ 否	【 算定の有・無 】

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っていること。</p> <p>二 急変時の医療提供の方針について、利用者から合意を得ていること。</p> <p>◎ 看護職員による定期的な巡視とは、おおむね1日3回以上の頻度で当該利用者のもとを訪れて、バイタルサインや状態変化の有無を確認するものであること。ただし、巡視の頻度については、利用者の状態に応じて適宜増加させるべきものであること。 ◆平12厚企40第202(11)②</p> <p>◎ 協力医療機関との取り決め内容については、サービス提供開始時に利用者に説明し、主治医との連携方法や搬送方法も含め、急変が生じた場合の対応について同意を得ておかなければならぬ。又、同意は、文書で記録すべきものである。 ◆平12厚企40第202(11)③</p> <p>◎ 別に厚生労働大臣が定める状態（注）について、複数の状態に該当する場合は、主たる状態のみを記載すること。 ◆平12厚企40第202(11)④</p> <p><i>H27Q & A Vol. 2 問66</i> 看護職員による定期的な巡視について、おおむね1日3回以上の頻度で行っていない日については、当該加算は算定できない。</p> <p><i>H27Q & A Vol. 2 問67</i> 協力医療機関との間で行う取り決めは、利用者ごとに行う必要はない。</p> <p><i>H27Q & A Vol. 2 問68</i> 当該加算は、急変リスクの高い利用者に対して緊急時に必要な医療がより確実に提供される体制を評価するものである。急変等の場合には、当然に配置医師が第一に対応するとともに、必要に応じて主事の医師や協力医療機関との連携をはかるべきものとする。</p> <p><i>H27Q & A Vol. 2 問69</i> 協力医療機関との間で取り決めておくべき「緊急やむを得ない場合の状態」とは、利用者の急変等の場合において当該医療機関へ搬送すべき状態及びその搬送方法、当該医療機関からの往診の実施の有無などを指す。「急変時の医療提供」とは、短期入所生活介護の配置医師による医療を含め、主事の医師との連携や協力医療機関への搬送等を意味するものである。</p> <p><i>H27Q & A Vol. 2 問70</i> 既に協力医療機関を定めており、搬送方法を含めた急変時の対応について、文書により取り決めがなされている場合には、必ずしも再度取り決めを行う必要はない。</p>		
9 夜勤職員配置加算	<p><input type="checkbox"/> 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（注）を満たすものとして京都府知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げる他の加算は算定しない。 ◆平12厚企19別表8注10</p> <p>注 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 ◆平12厚企29第1号ハ(1) 1 夜勤職員配置加算 (I) 13単位 イ 短期入所生活介護費を算定していること。 ロ 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、夜勤職員基準（※）の介護職員又は看護職員の数に1を加えた数以上であること。 ただし、次のa又はbに掲げる場合は、当該a又はbに定める数以上であること。</p>	適 ・ 否	<p>【 算定の有・無 】 H21Q & A Vol. 1 問84 本体特養、併設合わせて判断</p> <p>夜勤時間帯(16H) (~)</p> <p>【1日平均夜勤職員数】 当該月の延夜勤時間数 ÷ (当該月日数 × 16h) = <input type="text"/>人 (A) (小数第3位切捨)</p>

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考									
	<p>a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に10分の9を加えた数 (i)見守り機器を、当該事業所の利用者の数の10分の1以上の数設置していること。 (ii)見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討などが行われていること。</p> <p>b 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に10分の6を加えた数 (i)夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該事業所の利用者の数以上設置していること。 (ii)夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られていること。 (iii)見守り機器を活用する際の安全体制及びケアの室の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。</p> <p>(1) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする利用者への訪問及び当該利用者に対する適切なケア等による利用者の安全及びケアの質の確保 (2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 (3) 見守り機器等の定期的な点検 (4) 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修</p> <p>※ 夜勤職員基準◆平12厚告29 第1号イ(1) ◆平12厚告29 第1号ロ(1)</p> <table> <tr> <td>a 利用者の数（及び入所者の数の合計数）が25以下</td> <td>1 以上</td> </tr> <tr> <td>b " 26以上60以下</td> <td>2 以上</td> </tr> <tr> <td>c " 61以上80以下</td> <td>3 以上</td> </tr> <tr> <td>d " 81以上100以下</td> <td>4 以上</td> </tr> <tr> <td>e 利用者の数及び入所者の数の合計数が101以上にあっては、4に合計数が100を超えて25又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 夜勤職員基準 ◆平12厚告29 第1号イ(2)、ロ(2) 2のユニットごとに夜勤を行う介護職員又は看護職員の数がが1以上であること。</p> <p>2 夜勤職員配置加算（Ⅱ） 18単位 <input type="checkbox"/> ユニット型短期入所生活介護費を算定していること。 <input type="checkbox"/> 1のロと同じ。</p> <p>3 夜勤職員配置加算（Ⅲ） 15単位 <input type="checkbox"/> 1イ及びロに該当するものであること。 <input type="checkbox"/> 夜勤時間帯を通じて、看護職員又は次のいずれかに該当する職員を一人以上配置していること。 a 介護福祉士であって、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第一条各号に掲げる行為のうちいずれかの行為に係る実地研修を修了している者 b 特定登録者であって、特定登録証の交付を受けている者 c 新特定登録者であって、新特定登録証の交付を受けている者 d 認定特定行為業務従事者 ハ ロ a、b又はcに該当する職員を配置する場合にあっては喀痰吸引等業務の登録を、ロ dに該当する職員を配置する場合にあっては特定行為業務の登録を受けていること。</p> <p>4 夜勤職員配置加算（Ⅳ） 20単位 <input type="checkbox"/> ユニット型短期入所生活介護費を算定していること。 <input type="checkbox"/> 3イ、ロ及びハに該当すること。</p> <p>◎ 夜勤を行う職員の数は、1日平均夜勤職員数とする。1日平均</p>	a 利用者の数（及び入所者の数の合計数）が25以下	1 以上	b " 26以上60以下	2 以上	c " 61以上80以下	3 以上	d " 81以上100以下	4 以上	e 利用者の数及び入所者の数の合計数が101以上にあっては、4に合計数が100を超えて25又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上		<p>(再掲) 夜勤必要者数： 人 (B)</p> <p>最低基準+1以上か (A) ≥ (B) + 1</p> <p>【見守り機器設置割合】 利用者数 人 (A) 設置利用者数 人 (B) B ÷ A =</p> <p>□委員会の開催</p> <p>一部ユニット型の場合 各々で判断（それぞれ+1人以上か）</p> <p>夜勤時間帯の看護職員等の資格</p>
a 利用者の数（及び入所者の数の合計数）が25以下	1 以上											
b " 26以上60以下	2 以上											
c " 61以上80以下	3 以上											
d " 81以上100以下	4 以上											
e 利用者の数及び入所者の数の合計数が101以上にあっては、4に合計数が100を超えて25又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上												

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>夜勤職員数は、暦月ごとに夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間）における延夜勤時間数を、当該月の日数に16を乗じて得た数で除することによって算定し、小数点第3位以下は切り捨てるものとする。 ◆平成40第202(12)①</p> <p>◎ 指定介護老人福祉施設の併設事業所である場合又は特別養護老人ホームの空床において指定短期入所生活介護を行う場合にあっては、指定短期入所生活介護の利用者数と本体施設である指定介護老人福祉施設の入所者数を合算した人数を指定介護老人福祉施設の「入所者の数」とした場合に、夜勤職員基準に従い必要となる夜勤職員の数を上回って配置した場合に、加算を行う。 ◆平成40第202(12)②</p> <p>◎ ユニット型指定短期入所生活介護事業所にあっては、増配した夜勤職員については、必ずしも特定のユニットに配置する必要はないものとすること。◆平成40第202(12)③</p> <p>◎ 夜勤職員基準第1号ハの(1)(ニ)及び(2)(ニ)ただし書に規定する見守り機器（利用者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを感知できるセンサーであり、当該センサーから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる利用者の見守りに資する機器をいう。以下同じ。）を使用する場合における基準については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>イ 必要となる夜勤職員の数が0.9を加えた数以上である場合においては、次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 利用者の10分の1以上の数の見守り機器を設置すること。 b 「見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会」は、3月に1回以上行うこと。「見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 <p>ロ 必要となる夜勤職員の数が0.6を加えた数以上である場合（夜勤職員基準第一号ロの(1)(一)fの規定に該当する場合は0.8を加えた数以上である場合）においては、次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 利用者が使用するすべての居室に見守り機器を設置すること。 b インカム（マイクロホンが取り付けられたイヤホンをいう。以下同じ。）等の職員間の連絡調整の迅速化に資する機器及び見守り機器の情報を常時受信可能なスマートフォンやタブレット端末等の機器を、全ての夜勤職員が使用し、利用者の状況を常時把握すること c 「見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会」（以下「見守り機器等活用委員会」という。）は3月に1回以上行うこと。「見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 <p>また、見守り機器等活用委員会には、管理者だけでなく実際に夜勤を行う職員を含む幅広い職種やユニットリーダー等の役割の者が参画するものとし、実際に夜勤を行う職員の意見を尊重するよう努めることとする。</p> <p>d 「利用者の安全及びケアの質の確保に関する事項」を実施すること。具体的には次の事項等の実施により利用者の安全及びケアの質の確保を行うこととする。</p> <p>(1) 見守り機器等を使用する場合においても、一律に定時巡回等をとりやめることはせず、個々の利用者の状態に応じて、</p>		

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>個別に定時巡視を行うこと。</p> <p>(2) 見守り機器等から得られる睡眠状態やバイタルサイン等の情報を利用者の状態把握に活用すること。</p> <p>(3) 見守り機器等の使用に起因する事業所内で発生した介護事故又はヒヤリ・ハット事例（介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった事例をいう。）（以下「ヒヤリ・ハット事例等」という。）の状況を把握し、その原因を分析して再発の防止策を検討すること。</p> <p>e 「夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮」に関する事項を実施すること。具体的には、実際に夜勤を行う職員に対してアンケートやヒアリング等を行い、見守り機器等の導入後における次の事項等を確認し、人員配置の検討等が行われていること。</p> <p>(1) ストレスや体調不安等、職員の心身の負担が増えていないかどうか</p> <p>(2) 夜勤時間帯において、負担が過度に増えている時間帯がないかどうか</p> <p>(3) 休憩時間及び時間外勤務等の状況</p> <p>f 日々の業務の中で予め時間を定めて見守り機器等の不具合がないことを確認する等のチェックを行う仕組みを設けること。また、見守り機器等のメーカーと連携し、定期的に点検を行うこと。</p> <p>g 見守り機器等の使用方法の講習やヒヤリ・ハット事例等の周知、その事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員研修を定期的に行うこと。</p> <p>この場合の要件で夜勤職員配置加算を取得する場合においては、3月以上の試行期間を設けることとする。利用者の安全及びやケアの質の確保を前提にしつつ、試行期間中から見守り機器等活用委員会を設置し、当該委員会において、見守り機器等の使用後の人員体制とその際の夜勤にあたる職員の負担のバランスに配慮しながら、見守り機器等の使用にあたり必要な人員体制等を検討し、安全体制及びケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で、「テクノロジーの活用」に係る届出をすること。なお、試行期間中においては、通常の夜勤職員配置加算の要件を満たすこととする。</p> <p>届出にあたり、都道府県等が当該委員会における検討状況を確認できるよう、当該委員会の議事概要を提出すること。また、介護事業所のテクノロジー活用に関して、厚生労働省が行うケアの質や職員の負担への影響に関する調査・検証等への協力に努めること。</p>		
10 認知症行動 ・心理症状緊急対応加算	<p><input type="checkbox"/> 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算しているか。◆平12厚告19別表8注11</p> <p>◎ 「認知症の行動・心理症状」とは、認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状を指すものである。 ◆平12企40第202(13)①</p> <p>◎ 本加算は、利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に短期入所生活介護が必要であると医師が判断した場合であって、介護支援専門員、受け入れ事業所の職員と連携し、利用者又は家族の同意の上、指定短期入所生活介護の利用を開始した場合に算定することができる。本加算は医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定できるものとする。</p> <p>この際、短期入所生活介護ではなく、医療機関における対応が必要であると判断される場合にあっては、速やかに適当な医療機関の紹介、情報提供を行うことにより、適切な医療が受けられるように取り計らう必要がある。 ◆平12企40第202(13)②</p>	適 否	<p>【 算定の有・無 】</p> <p><input type="checkbox"/> 判断した医師名、日付等を記録で確認 ※入所後速やかに退所に向けた施設サービス計画の策定要</p> <p><input type="checkbox"/> 入所日を確認（判断日当日又は翌日か）</p> <p><input type="checkbox"/> 説明・同意を確認</p> <p><input type="checkbox"/> 緊急短期入所受入加算とは併算定不</p>

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>◎ 次に掲げる者が、直接、短期入所生活介護の利用を開始した場合には、当該加算は算定できないものであること。 ◆平12企40第202(13)③</p> <ul style="list-style-type: none"> a 病院又は診療所に入院中の者 b 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者 c 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び短期利用共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護及び地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護を利用中の者 ◆平12企40第202(13)③ <p>◎ 判断を行った医師は診療録等に症状、判断の内容等を記録しておくこと。また、事業所も判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等を介護サービス計画書に記録しておくこと。◆平12企40第202(13)④</p> <p>◎ 7日を限度として算定することあるのは、本加算が「認知症の行動・心理症状」が認められる利用者を受け入れる際の初期の手間を評価したものであるためであり、利用開始後8日目以降の短期入所生活介護の利用の継続を妨げるものではないことに留意すること。◆平12企40第202(13)⑤</p> <p>◎ 緊急短期入所受入加算とは併算定不可。主眼項目14参照</p> <p><i>H21Q & A Vol. 2 問110 (入所が予定されており、入所予定期間と実際の緊急入所の期間が重なっている場合であっても、本来の入所予定日前に緊急に入所した場合) 当初の入所予定期間を含め、認知症行動・心理症状により緊急に入所した日から7日間以内で算定できる。</i></p> <p><i>H21Q & A Vol. 2 問111 予定外で緊急入所した場合の受け入れの手間を評価するものであることから、予定どおりの入所は対象とならない。</i></p>		可。主眼項目13参照
11 若年性認知症利用者受入加算	<p><input type="checkbox"/> 別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合しているものとして京都府知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって法第7条第3項に規定する要介護者となった者をいう。）に対して指定短期入所生活介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しない。◆平12厚告19別表8注12</p> <p>注 厚生労働大臣が定める基準 ◆平24厚告96第12号 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。</p> <p>◎ 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。◆平12企40第202(14)</p> <p><i>H21Q & A Vol. 1 問102 施設や事業所の介護職員の中から定めていただきたい。人数や資格等の要件は問わない。</i></p>	適・否	【 算定の有・無 】 担当者確認
12 送迎加算	<p><input type="checkbox"/> 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算しているか。◆平12厚告19別表8注13</p>	適・否	【 算定の有・無 】 居宅への送迎か 他ショートへの送迎不可
13 緊急短期入所受入加算	<p><input type="checkbox"/> 別に厚生労働大臣が定める者（注）に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、当該指定短期入所生活介護を行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には14日）を限度として、1日につき90単位を加算しているか。ただし、認知症行動・</p>	適・否	【 算定の有・無 】 ・記録から以下を確認 □緊急利用者（事例）

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しない。 ♦平12厚告19別表8注15 注 厚生労働大臣が定める者 ♦平27厚告94第21号 利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者。</p> <p>◎ 緊急短期入所受入加算は、緊急利用者を受け入れたときに、当該緊急利用者のみ加算する。♦平12老企40第202(18)①</p> <p>◎ 「緊急利用者」とは、介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、居宅サービス計画において当該日に利用することが計画されていない者をいう。なお、新規の利用者に限られるものではなく、既に当該事業所で緊急短期入所受入加算の算定実績のある利用者も算定対象となるものである。♦平12老企40第202(18)②</p> <p>◎ あらかじめ、担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急の必要性及び利用を認めていること。ただし、やむを得ない事情により、事後に介護支援専門員により当該サービス提供が必要であったと判断された場合には、加算の算定は可能である。♦平12老企40第202(18)③</p> <p>◎ 緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録しておくこと。また、緊急利用者にかかる変更前後の居宅サービス計画を保存するなどして、適正な緊急利用に努めること。♦平12老企40第202(18)④</p> <p>◎ 既に緊急利用者を受け入れているために緊急の利用を希望している者を受け入れることが困難な場合は、利用希望者に対し、別の事業所を紹介するなど適切な対応を行うこと。 ♦平12老企40第202(18)⑤</p> <p>◎ 本加算の算定対象期間は原則として7日以内とし、その間に緊急受入れ後に適切な介護を受けられるための方策について、担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員と密接な連携を行い、相談すること。ただし、利用者の介護を行う家族等の疾病が当初の予想を超えて長期間に及んだことにより在宅への復帰が困難となつたこと等やむを得ない事情により、7日以内に適切な方策が立てられない場合には、その状況を記録した上で14日を限度に引き続き加算を算定することができる。その場合であっても、利用者負担軽減に配慮する観点から、機械的に加算算定を継続するのではなく、隨時、適切なアセスメントによる代替手段の確保等について、十分に検討すること。♦平12老企40第202(18)⑥</p> <p>H27Q&A Vol. 1 問68 緊急利用者の受け入れであれば、短期入所生活介護の専用居室や特別養護老人ホームの空床を利用する場合のほか、静養室でも緊急短期入所受入れ加算を算定できる。</p> <p>H27Q&A Vol. 1 問69 緊急時に静養室で受け入れた利用者の数は、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合と同様に、7日（やむを得ない事情がある場合は14日）の範囲内の利用であれば、利用者の数に含めず計算する。</p> <p>H27Q&A Vol. 1 問70 静養室の利用者について、利用日数については原則7日（やむを得ない事情がある場合は14日）が限度となるが、他の事業所等の利用調整ができなかった場合等、真にやむを得ない事情がある場合には、</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・理由 () ・期間 () <p>※算定は原則7日以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の利用か <p><input type="checkbox"/>ケアマネが必要性及び利用を認めているか</p> <p><input type="checkbox"/>緊急利用枠以外の空床はないか</p> <p><input type="checkbox"/>ケアマネと連携相談しているか</p> <p><input type="checkbox"/>7日超の算定（14日が限度）の場合、理由、代替手段の検討について記録を確認</p> <p>以下について確認</p> <p><input type="checkbox"/>ケアマネ、他事業所との情報共有の方法を確認</p> <p><input type="checkbox"/>月1回程度空床情報を公表（HP等）しているか（努力規定）</p>

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考										
	<p>引き続き利用し、報酬を算定することは可能であるが、14日を超えて利用する場合には、定員超過利用に該当する。</p> <p><i>H27Q&A Vol. 1 問71</i> 短期入所の緊急利用で静養室の利用が認められるのは、短期入所生活介護が満床時の場合であるため、空床がある場合の利用は想定していない。</p> <p><i>H27Q&A Vol. 1 問72</i> 静養室については設備基準が規定されておらず、利用者及び他の利用者の処遇に支障がないと認められる場合に利用できるものであり、できせつな環境になるよう、配慮する必要がある。</p> <p><i>H27Q&A Vol. 1 問73</i> 特別養護老人ホーム併設の短期入所生活介護事業所で、静養室を特別養護老人ホームと兼用している場合にも、短期入所生活介護及び特別養護老人ホームの入所者の処遇に支障がない場合は、静養室を利用できる。</p> <p><i>H27Q&A Vol. 1 問74</i> 静養室において、短期入所生活介護を行った場合は、多床室の報酬を算定。平成27年8月以降は、多床室の居住費を負担して頂くこととなる。</p> <p>◎ 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模型多機能居宅介護の宿泊室に空床がある場合には、登録定員に空きがある場合であって、緊急やむを得ない場合等、一定の条件下において、登録者以外の短期利用を可能とする。</p> <p>(新規) 小規模多機能型居宅介護費 短期利用居宅介護費</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>要介護1</td><td>565単位/日</td></tr> <tr><td>要介護2</td><td>632単位/日</td></tr> <tr><td>要介護3</td><td>700単位/日</td></tr> <tr><td>要介護4</td><td>767単位/日</td></tr> <tr><td>要介護5</td><td>832単位/日</td></tr> </table>	要介護1	565単位/日	要介護2	632単位/日	要介護3	700単位/日	要介護4	767単位/日	要介護5	832単位/日		
要介護1	565単位/日												
要介護2	632単位/日												
要介護3	700単位/日												
要介護4	767単位/日												
要介護5	832単位/日												
14 療養食加算	<p>□ 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして京都府知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、8単位を加算しているか。◆平12厚告19別表8ハ注</p> <p>イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。</p> <p>ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。</p> <p>ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合する指定短期入所生活介護事業所において行われていること。</p> <p>注1 厚生労働大臣が定める療養食 ◆平27厚告94第23号 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食</p> <p>注2 厚生労働大臣が定める基準 ◆平27厚告95第35号 通所介護費等の算定方法（平12厚告27）第3号に規定する基準（定員超過・人員基準欠如）のいずれにも該当しないこと。</p> <p>◎ 療養食の加算については、利用者の病状等に応じて、主治の医師より利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、利用者等告示厚生労働大臣が定める者等（平27厚告94）に示された療養食が提供された場合に算定すること。 なお、当該加算を行う場合は、療養食の献立表が作成されている必要があること。◆平12企40第202(16)①</p>	適・否	<p>【算定の有・無】</p> <p>□食事箋確認 利用毎に配置医からの交付が必要</p> <p>□栄養ケア計画を確認</p> <p>□療養食の献立表を確認</p> <p>□療養食の種類ごとに要件満たしているか確認</p> <p>※ 定員超過又は人員基準欠如により本体報酬が減算されている月中は、当該加算の算定も不可</p>										

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>◎ 加算の対象となる療養食は、疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づいて提供される利用者の年齢、病状等に対応した栄養量及び内容を有する治療食（糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食（流動食は除く。）、貧血食、脾臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食をいうものであること。◆平12老企40第202(16)②</p> <p>◎ 上記の療養食の摂取の方法については、経口又は経管の別を問わないこと。◆平12老企40第202(16)③</p> <p>◎ 減塩食療法等について ◆平12老企40第202(16)④ 心臓疾患等に対して減塩食療法を行う場合は、腎臓病食に準じて取り扱うことができるものであるが、高血圧症に対して減塩食療法を行う場合は、加算の対象とはならないこと。 また、腎臓病食に準じて取り扱うことができる心臓疾患等の減塩食については、総量6.0g未満の減塩食をいうこと。</p> <p>◎ 肝臓病食について ◆平12老企40第202(16)⑤ 肝臓病食とは、肝庇護食、肝炎食、肝硬変食、閉鎖性黄疸食（胆石症及び胆囊炎による閉鎖性黄疸の場合を含む。）等をいうこと。</p> <p>◎ 胃潰瘍食について ◆平12老企40第202(16)⑥ 十二指腸潰瘍の場合も胃潰瘍食として取り扱って差し支えないこと。手術前後に与える高カロリー食は加算の対象としないが、侵襲の大きな消化管手術の術後において胃潰瘍食に準ずる食事を提供する場合は、療養食の加算が認められる。 また、クローン病、潰瘍性大腸炎等により、腸管の機能が低下している入所者等に対する低残さ食については、療養食として取り扱って差し支えないこと。</p> <p>◎ 貧血食の対象者となる入所者等について ◆平12老企40第202(16)⑦ 療養食として提供される貧血食の対象となる入所者等は、血中ヘモグロビン濃度が10g/dl以下であり、その原因が鉄分の欠乏に由来すること。</p> <p>◎ 高度肥満症に対する食事療法について ◆平12老企40第202(16)⑧ 高度肥満症（肥満度が+70%以上又はBMI（Body Mass Index）が35以上）に対して食事療法を行う場合は、脂質異常症食に準じて取り扱うことができること。</p> <p>◎ 特別な場合の検査食について ◆平12老企40第202(16)⑨ 特別な場合の検査食とは、潜血食をいう他、大腸X線検査・大腸内視鏡検査のために特に残さの少ない調理済食品を使用した場合は、「特別な場合の検査食」として取り扱って差し支えないこと。</p> <p>◎ 脂質異常症食の対象となる入所者等について ◆平12老企40第202(16)⑩ 療養食として提供される脂質異常症食の対象となる入所者等は、空腹時定常状態におけるLDL-コレステロール値が140mg/dl以上である者又はHDL-コレステロール値が40mg/dl未満若しくは血清中性脂肪値が150mg/dl以上である者であること。</p> <p>H17.10Q & A 問89 ショートを数回利用する場合でも、ショートの利用毎に食事せんを発行することになる。</p> <p>H17.10追補版Q & A Vol. 1 問102 食事せんは配置医師が交付する。</p>		
15 在宅中重度者受入加算	<p>□ 事業所において、当該利用者が利用していた訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合は、1日につき次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を加算しているか。 ◆平12厚告19別表8ニ注</p> <p>イ 看護体制加算（I）又は（III）イ若しくは口を算定している場合（看護体制加算（II）又は（IV）イ若しくは口を算定していない場合に限る。）・・・421単位</p> <p>ロ 看護体制加算（II）又は（IV）イ若しくは口を算定している場合（看護体制加算（I）又は（III）イ若しくは口を算定していない場合に限る。）・・・417単位</p> <p>ハ 看護体制加算（I）又は（III）イ若しくは口及び（II）又は（IV）イ若しくは口をいずれも算定している場合 ・・・413単位</p> <p>ニ 看護体制加算を算定していない場合 ・・・425単位</p>	適・否	<p>【算定の有・無】</p> <p>□医師の指示を確認（配置医であるか）</p> <p>□ケアプランでの位置付け確認</p> <p>□必要な情報をあらかじめ入手するよう努めているか</p> <p>□訪看委託契約書を確</p>

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>◎ その居宅において訪問看護の提供を受けていた利用者が、指定短期入所生活介護を利用する場合であって、指定短期入所生活介護事業者が、当該利用者の利用していた訪問看護事業所から派遣された看護職員により当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合に対象となる。この場合の健康上の管理等に関する医師の指示は、指定短期入所生活介護事業所の配置医師が行うものとする。 ◆平12老企40第2の2(17)7</p> <p>◎ 在宅中重度者受入加算を算定するに当たっては、あらかじめ居宅サービス計画に位置づけた上で行うこととなるが、特に初めてこのサービスを行う場合においては、サービス担当者会議を開催するなどサービス内容や連携体制等についてよく打合せを行った上で実施することが望ましい。◆平12老企40第2の2(17)イ</p> <p>◎ 指定短期入所生活介護事業所は、当該利用者に関する必要な情報をおおむね主治医、訪問看護事業所、サービス担当者会議、居宅介護支援事業所等を通じてあらかじめ入手し適切なサービスを行うよう努めなければならない。◆平12老企40第2の2(17)ウ</p> <p>◎ 指定短期入所生活介護事業所は、在宅中重度者受入加算に係る業務について訪問看護事業所と委託契約を締結し、利用者の健康上の管理等の実施に必要な費用を訪問看護事業所に支払うこととする。◆平12老企40第2の2(17)エ</p> <p>◎ 健康上の管理等の実施上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は短期入所生活介護事業所が負担するものとする。なお、医薬品等が、医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。「特別養護老人ホーム等における療養の給付（医療）の取扱について」（平成14年3月11日保医発0311002号）を参照 ◆平12老企40第2の2(17)オ</p> <p>◎ 在宅中重度者受入加算と医療連携強化加算は併算定不可。 主眼項目12参照</p> <p>H18Q & A Vol. 1 問66 訪問看護事業所の看護師が来た日についてのみ算定する。</p>		<p>認</p> <p>□在宅中重度者受入加算と医療連携強化加算は併算定不可。</p>
16 認知症専門ケア加算	<p><input type="checkbox"/> 別に厚生労働大臣が定める基準（注1）に適合しているものとして京都府知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者（注2）に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ 認知症専門ケア加算（I）・・・3単位 <input type="checkbox"/> 認知症専門ケア加算（II）・・・4単位</p> <p>注1 厚生労働大臣が定める基準 ◆平27厚告95第3号の2 イ 認知症専門ケア加算（I） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来す恐れのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下「対象者」という。）の占める割合が2分の1以上であること。 ② 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合は1以上、対象者の数が20人以上である場合は、1に対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 ③ 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 <input type="checkbox"/> 認知症専門ケア加算（II） ① イの基準のいずれにも適合すること。</p>	適・否	<p>【算定の有・無】</p> <p>【認知症の者の占める割合】 利用者数 人 (A) 認知症の者数 人 (B) $B \div A =$</p> <p>【専門的な研修】 修了者数 人</p> <p>【伝達等の会議】 開催時期</p> <p>【事業所における研修】 研修計画</p>

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>② 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。</p> <p>③ 当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。</p> <p>注2 厚生労働大臣が定める者 ◆平27厚94第23号の2 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者</p> <p>◎ 認知症専門ケア加算について ◆平12老企40第2の2(19)</p> <p>① 「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者を指すものとする。</p> <p>② 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が1/2以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人員数又は利用延人員数（要支援者を含む）の平均で算定すること。また、届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合につき、毎月継続的に所定の割合以上であることが必要である。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算を取り下げる届出を提出しなければならない。</p> <p>③ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すもの。</p> <p>④ 「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>⑤ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護指導者研修」及び認知症看護に係る適切な件数を指すものとする。</p> <p>⑥ 併設事業所及び特別養護老人ホームの空床利用について 併設事業所であって本体施設と一体的に運営が行われている場合及び特別養護老人ホームの空床を利用して指定短期入所生活介護を行う場合の認知症専門ケア加算の算定は、本体施設である指定介護老人福祉施設と一体的に行うものとすること。具体的には、本体施設の対象者の数と併設事業所の対象者の数（特別養護老人ホームの空床を利用して指定短期入所生活介護を行う場合にあっては、当該指定短期入所生活介護の対象者の数）を合算した数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上の③又は④に規定する研修を修了した者を配置している場合に算定可能となる。</p>		
17 サービス提供体制強化加算	<p>□ 別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合しているものとして京都府知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。 ただし、（I）、（II）、（III）いずれかを算定している場合は、他の加算は算定しない。◆平12厚告19別表8へ注</p>	適・否	<p>【 算定の有・無 】 前年度（3月除く）の平均で割合を算出 【 上記算出結果記録の有・無 】</p>

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>注 厚生労働大臣が定める基準 ◆平2厚告95第38号</p> <p>1 サービス提供体制強化加算（I） 22単位 (1) 次のいずれかに適合すること。 - 当該事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上であること。 - 事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上であること。 (2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと</p> <p>2 サービス提供体制強化加算（II） 18単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 当該事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。 (2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>3 サービス提供体制強化加算（III） 6単位 (1) 次の基準のいずれかに適合すること。 - 当該事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 - 短期入所生活介護事業所の看護師若しくは准看護師又は介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。 - 短期入所生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 (2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>◎ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとする。なお、この場合の介護職員に係る常勤換算にあっては、利用者・入所者への介護業務（計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求事務等介護に関わらない業務を除く。）に従事している時間を用いても差し支えない。 ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）についてのみ、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであること。 なお、介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とすること。◆平2老企40第202(21)①</p> <p>◎ 上記ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに届出を提出しなければならない。◆平2老企40第202(21)②</p> <p>◎ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。◆平2老企36第105</p> <p>◎ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。◆平2老企40第202(21)③、④</p> <p>◎ 指定短期入所生活介護を利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、介護職員、看護職員及び機能訓練指導員として勤務を行う職員を指すものとする。◆平2老企40第202(21)⑤</p> <p>◎ 同一の事業所において指定介護予防短期入所生活介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこと</p>		<p>年度（4月～翌2月）の左記割合数値を3月に確認の上、翌年度加算算定の可否を決定できているか。（不可の場合は速やかに届出要）</p> <p>※ 前年度実績6ヶ月ない場合は前3月平均 (月～月)</p> <p>○ (I) 介護職員の総数 人 介福の数 人 割合 % (80%以上必要) 勤続10年以上的介福 人 人割合 % (35%以上必要) サービスの質の向上に資する取り組み 【有・無】</p> <p>○ (II) 介護職員の総数 人 介福の数 人 割合 % (60%以上必要)</p> <p>○ (III) (a, b, cのいずれか) a 介護職員の総数 人 介福の数 人 割合 % (50%以上必要) b 看護・介護の総数 人 うち常勤職員の数 人 人割合 % (75%以上必要) c 直接処遇職員の数 人 うち7年以上勤続者 人 人割合 % (30%以上必要)</p> <p>前3月の実績により届出を行った場合、毎月継続的に割合を維持しているか確認</p>

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>とする。◆平12老企40第202(21)⑥</p> <p>H21Q & A Vol. 1 問5 同一法人であれば、異なるサービスの事業所での勤続年数や異なる職種（直接処遇を行う職種に限る。）における勤続年数については通算することができる。また、事業所の合併又は別法人による事業の承継の場合であって、当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合には、勤続年数を通算することができる。 ただし、グループ法人については、たとえ理事長等が同じであつたとしても、通算はできない。</p> <p>H21Q & A Vol. 1 問6 産休や介護休業、育児休業期間中は雇用関係が継続していることから、勤続年数に含めることができる。</p> <p>H21Q & A Vol. 1 問77 本体施設と併設のショートステイを兼務している職員については、勤務実態、利用者数、ベット数等に基づき按分するなどの方法により当該職員の常勤換算数を本体施設とショートステイに割り振った上で、本体施設とショートステイそれぞれについて割合を算出し、加算の算定の可否を判断することが望ましい。ただし、大多数の職員が特養と併設ショートステイを均等に兼務しているような場合は、本体施設とショートステイで一体的に算出した職員の割合を、本体施設とショートステイの両方について用いても差し支えない。 また、実態として本体施設のみに勤務している職員を本体施設のみでカウントすることは差し支えないが、実態として本体施設とショートステイを兼務している職員を本体施設かショートステイいずれか一方のみにおいてカウントするなど、勤務実態と乖離した処理を行うことは認められない。</p>		
18 介護職員 処遇改善加算	<p><input type="checkbox"/> 別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして京都府知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合には、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。◆平12厚培19号表1</p> <p>令和3年3月31日において現にこの告示による改正前に届出を行っている事業所であって、この告示による改正後の届出を行っていないものにおける介護職員処遇改善加算(IV)及び介護職員処遇改善加算(V)の算定については、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。（経過措置）</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（I） 主眼事項第6-3から17までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（II） 主眼事項第6-3から17までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（III） 主眼事項第6-3から17までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準 ◆平27厚告95第4号 イ 介護職員処遇改善加算（I） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業者負担分の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(2) 当該短期入所介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員</p>	適 ・ 否	<p>【 算定の有・無 】</p> <p>介護職員数 (名)</p>

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、京都府知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について京都府知事に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定短期入所介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を京都府知事に報告すること。</p> <p>(5) 算定日が属する月の前 12 月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(6) 当該指定短期入所生活介護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 イ アの要件について書面をもって作成し全ての介護職員に周知していること。 ウ 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 エ ウについて、全ての介護職員に周知していること。 オ 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 カ オの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 <p>H24Q & A Vol. 1 問227（抜粋） 計画については特に基準等を設けておらず、計画期間は必ずしも賃金改善実施期間と合致しなくても良い。</p> <p>(8) (2) の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p> <p>□ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） イ (1) から (6) まで、(7) アからエまで及び (8) に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ハ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ (1) から (6) まで及び(8)に掲げる基準に適合すること。 (2) 次に掲げる基準（ア・イ）のいずれかに適合すること。 ア 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>※ 介護職員処遇改善加算（IV）（V）の算定については令和4年3月31日までの間はなお従前の例によることができる。◆令3厚告73附則第2条 ※ 当該加算は区分支給限度基準額の算定対象外とする。 ※ 介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和3年3月16日付け老発 0316 第4号厚生労働省老健局長通知）を確認すること。◆平12老企40第202(22)</p>		<p>□ 賃金改善計画の確認（算定見込額、賃金改善の時期・方法等）</p> <p>□ 処遇改善実績報告書の確認（賃金台帳、給与明細書、源泉徴収票等）</p> <p>年度最終支払月の翌々月の末日までに実績報告書を提出</p> <p>□ 労働保険料の納付を確認</p> <p>□ 雇用契約内容を確認</p> <p>□ 就業規則等を確認</p> <p>□ 資質向上支援計画、研修計画及び研修実施記録を確認</p> <p>□ 研修計画等の介護職員への周知を確認</p> <p>□ 処遇改善内容及び全職員への周知を確認</p>

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>H30 Q&A Vol. 6 問7</p> <p>介護職員処遇改善加算により得た加算額を、最低賃金額と比較する賃金に含むか否かについては、当該加算額が、臨時に支払われる賃金や賞与等として支払われておらず、予定し得る通常の賃金として、毎月労働者に支払われているような場合には、最低賃金額と比較する賃金に含めることとなるが、当該加算の目的等を踏まえ、最低賃金を満たした上で、賃金の引き上げを行っていただくことが望ましい。</p>		
19 介護職員等特定処遇改善加算	<p><input type="checkbox"/> 別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして京都府知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、次に掲げる単位数を所定単位に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。◆平12厚告19別表1</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 主眼事項第6-3から17までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 主眼事項第6-3から17までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準 ◆平27厚告95第4号の2</p> <p>イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員等の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>ア 介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者（以下「経験・技能のある介護職員」という。）のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>イ 指定短期入所生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。</p> <p>ウ 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。</p> <p>エ 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。</p> <p>(2) 当該指定短期入所生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、京都府知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について京都府知事に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに</p>	適 ・ 否	<p>【 算定の有・無 】</p> <p><input type="checkbox"/> 賃金改善計画の確認（介護職員その他の職員の賃金改善割合等）</p> <p><input type="checkbox"/> 実績報告書の確認</p> <p>年度最終支払月の翌々月の末日までに実績報告書を提出</p>

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を京都府知事に報告すること。</p> <p>(5) 短期入所生活介護費における特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。</p> <p>(6) 短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。</p> <p>(7) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。(なお当該要件については令和2年度より算定要件とする。)</p> <p><input type="checkbox"/> 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>※ 当該加算は区分支給限度基準額の算定対象外とする。</p> <p>※ 介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和3年3月16日付け老発0316第4号厚生労働省老健局長通知)を確認すること。</p> <p><i>R3 Q&A VOL. 1問20</i> 介護職員等特定処遇改善加算における職場環境等要件については、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の推進」及び「やりがい・働きがいの醸成」について、それぞれ1つ以上(令和3年度は、6つの区分から3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1つ以上)の取組を行うことが必要である。</p> <p><i>R3 Q&A VOL. 1問21</i> 見える化要件について、当該要件については、処遇改善加算及び特定加算の取得状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容に関する公表を想定しているため、令和3年度においては要件としては求めず、令和4年度からの要件とする予定。</p>		特定事業所加算 【Ⅰ・Ⅱ】 介護職員処遇改善加算 【Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ】
20 算定日数の制限	<p><input type="checkbox"/> 利用者が連続して30日を超えて短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた短期入所生活介護については、短期入所生活介護費を算定していないか。◆平12厚告19別表8イ注17</p> <p><input type="checkbox"/> 連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所した場合は、1日につき30単位を所定単位数から減算する。 ◆平12厚告19別表の8イ注18 ◆平27厚告94第22号</p> <p>長期利用者に対する短期入所生活介護 - 30単位/日</p> <p>◎ 居宅に戻ることなく、自費利用等をはさみ同一事業所に連続30日を超えて利用している者に対して短期入所生活介護を提供する場合には、連続30日を超えた日から減算を行う。なお、同一事業所を長期間利用していることについては、居宅サービス計画において確認することとなる。◆平12老企40第2の2(20)</p> <p>H24Q & A Vol. 1 問98 当該期間内に介護予防短期入所生活介護の利用実績がある場合は、その期間を含める取り扱いとなる。</p> <p>H27Q & A Vol. 1 問76</p>	適・否	【 算定の有・無 】

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>同一の短期入所生活事業所を30日利用し、1日だけ自宅や自費で過ごし、再度同一の短期入所生活事業所を利用した場合は、減算の対象となる。</p> <p>H27Q & A Vol. 1 問77 施設入所に比べ入退所が頻繁であり、利用者の状態も不安定なこと等から、短期入所生活介護の基本報酬は、特別養護老人ホームの基本報酬より高い設定となっている。そのため、やむを得ない理由（在宅生活継続は困難で特別養護老人ホームの入所申請しているが空きがない等）の場合であっても、長期間の利用者については、理由の如何を問わず、減算対象となる。</p> <p>H27Q & A Vol. 1 問78 平成27年4月1日から、今回の報酬告示が適用となるため、それ以前に30日を超えている場合は、4月1日から減算の対象となる。</p> <p>H27Q & A Vol. 1 問79 特別養護老人ホームと併設の短期入所生活介護事業所から、特別養護老人ホームの空床利用である短期入所生活介護事業所へ変わった場合であっても、同一事業所の利用とみなし、減算の対象とする。</p> <p>H27Q & A Vol. 1 問80 短期入所生活事業所とユニット型短期入所生活事業所が同一の建物内に存在し、それぞれ異なる事業所として指定を受けている場合であっても、実質的に一体として運営していると考えられるので、同一事業所の利用とみなし、減算の対象とする。</p>		

(注)

「着眼点等」に記載されている「居宅サービス等基準」、「指定介護予防サービス等基準」、「指定介護予防サービス等基準」及び「地域密着型サービス等基準」については、平成24年4月1日以降は、地方公共団体が条例により定めることとされており、府及び府内市町村の条例及び規則における該当条項に読み替えて適用する。